

第五回國會 農林委員會 議錄 第二十七号

（五三三）

昭和二十四年五月二十日（金曜日）

午前十一時三十二分開議

出席委員

委員長 小笠原八十美君

理事坂本 實君 理事野原 正勝君

理事松浦 東介君 理事山村新治郎君

理事八百板 正君 理事小林 運美君

理事深澤 義守君 理事寺島隆太郎君

理事吉川 久衛君

河野 謙三君

原田 雪松君

淵 通義君

藥師神太郎君

井上 良二君

竹村奈良一君

出席國務大臣

大藏大臣 池田 勇人君

農林大臣 森 幸太郎君

國務大臣 青木 孝義君

出席政府委員

（民事局長） 村上 朝一君

法務廳事務官 吉米地英俊君

農林政務次官 平川 守君

（總務局長） 山添 利作君

農林事務官 近藤 康男君

（統計調查局長） 安孫子藤吉君

農林事務官 安孫子藤吉君

食糧管理局長官

委員外の出席者

參議院議員 石川 準吉君

參議院議員 藤野 繁雄君

專門員 岩隈 博君

五月二十日

委員長谷川四郎君辭任につき、その補欠として大森玉木君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

理事長谷川四郎君の補欠として小林運美君が理事に當選した。

五月十九日

農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律案（補見義男君外十八名提出、参法第六号）

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案（藤野繁雄君外十八名提出、参法第七号）

農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律案（参議院提出、参法第六号）

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案（参議院提出、参法第七号）

の審査を本委員会に付託された。

同月十九日

黒谷池修築工事費國庫補助の陳情書（廣島縣豊田郡橋梨村長古山正一外九名）（第四九七号）

食糧増産対策に関する陳情書（長野縣耕地協會）（第五〇五号）

庫補助の陳情書（廣島縣深安郡廣瀬村長松井折四郎外二名）（第五一〇号）

守山町中平地区開拓事業促進の陳情書（福島縣田村郡守山町大字御代田中平開拓農業協同組合長熊田一郎外二名）（第五二〇号）

木炭代行手数料に関する陳情書（鹿児島縣販賣農業協同組合連合會長湯田矢次郎）（第五五二号）

木炭用自動車の新購換に関する陳情書（鹿児島縣乗用旅客自動車組合理事長林田熊一外二名）（第五五〇号）

生甘藷検査規格一部改正に関する陳情書（鹿児島縣農業協同組合連合會代表田中茂徳）（第五五二号）

農産物の政府買上手数料等値上及び支拂促進に関する陳情書（鹿児島縣農業協同組合協議會代表田中茂徳）（第五五三号）

を本委員会に送付された。

本日（の）會議に付した事件

理事の互選

農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律案（参議院提出、参法第六号）

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案（参議院提出、参法第七号）

農業資産相続特例法案（内閣提出第一八八号）

食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第七三三号）

定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求めるとの件（内閣提出、承認第六号）

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるとの件（内閣提出、承認第七号）

○小笠原委員長 これより會議を開きます。

議事に入る前に議案が付託になりましたから、御報告をいたします。昨十九日補見義男君外十八名提出による農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律案及び藤野繁雄君外十八名提出による食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案が、それぞれ予備審査のため本委員会に付託と相なりました。以上御報告申し上げます。

主要農作物の調査の正確迅速をより一層期するため、現在の北海道作物報告事務所を廢止し、函館作物報告事務所外三報告事務所を新設することについて、地方自治法第五十六條第四項の規定による國會の承認を求めるとの件

それではまず地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求めるとの件を議題とし、政府の提案理由の説明を求めます。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求めるとの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求めるとの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求めるとの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求めるとの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求めるとの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求めるとの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求めるとの件

（別表）

名	称	位置	管轄	区域
函館作物報告事務所	北海道	函館市	（北海道内）	
室蘭市		苫小牧市		函館市
小樽市		龜田郡		上磯郡
茅部郡		松前郡		山越郡
檜山郡		爾志郡		久遠郡
奥尻郡		太櫓郡		瀬棚郡
忍路郡		余市郡		古平郡
美國郡		積丹郡		古宇郡
岩内郡		虻田郡		磯谷郡
歌來郡		壽都郡		島牧郡
幌別郡		有珠郡		
勇拂郡（膽振支廳管内）				白老郡

札幌作物報告事務所	北海道 札幌市	旭川市 留萌市 厚田郡 空知郡 雨龍郡 勇拂郡 上川郡(石狩國) 上川郡(天塩國) 留萌郡 天鹽郡
帯廣作物報告事務所	北海道 帯廣市	河西郡 釧路郡 阿寒郡 浦河郡 新冠郡 幌泉郡 十勝郡 中川郡(十勝國) 釧路郡 帯廣市 上川郡(十勝國) 河東郡 十勝郡 白糠郡 川上郡 沙流郡 三石郡
北見作物報告事務所	北海道 北見市	網走市 紋別郡 利尻郡 花咲郡 目梨郡 斜里郡 常呂郡 枝幸郡 根室郡 標津郡 野付郡

○苫米地政府委員 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、作物報告事務所の新設に關し承認を求めるとの件につきまして、提案理由の御説明をいたします。

作物報告事務所は、昭和二十二年四月各都道府縣に設置せられ、昭和二十二年産の米及びかんしよの收穫高調査より活動を開始いたしました。その後、標準調査法による科学的調査によつて、主要農作物の作付面積及び收穫高

告事務所の調査がまず、精査を要求せられ、府縣單位から郡單位、郡單位からさらに市町村單位の数字を要求されて参りました現在、この北海道を数支廳を單位として四地区にわかれ、内地農業に最もよく似た道南地帯、札幌、旭川を中心とする水田地帯、帯廣を中心とする畑作地帯、北見を中心とする冷温の特殊作地帯といたしまして、そのおの／＼の地帯を、各一作物報告事務所をして管轄せしめますことが必要となつて参つたのであります。それゆゑ現在の北海道作物報告事務所を廃止し、これにかえて函館、札幌、帯廣、北見の作物報告事務所を新設することにつきまして、地方自治法第百五十六條第四項の規定により御承認を得たいのであります。

以上がこの案件を提出した理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御承認あらんことを切望いたします。

○小笠原委員長 これにて政府の説明は終ります。本件に対して質疑に入ります。

○竹村委員 ちよつとお尋ねします。が、もちろんこういう例外規定で北海道に作物報告事務所をふやすことは、われ／＼も納得が行くのでありますけれども、しかしここに一つ問題になつておることは、現在内閣委員会が審議中の定員法との關係がどうか。一方において首切りを規定する定員法が審議されながら、こちらで別々に増設して、人員をふやすという承認を求められて来る。その關係がどうも——私はこの定員法の問題については、こちらへまわつて参りますならば、これとの緩合關係において問題を解決すること

はできませんけれども、こちらの方ではまだ農林省の定員法の内容はわかりません。ひとつ農林省の定員法の問題を詳細に御説明願ひたい。同時に定員法をどうするかというこの資料を出してもらわねと、片一方でふやして片一方で減らすというから矛盾してわからないのです。

○苫米地政府委員 定員法がどういふふうに決定いたしますかまだ明瞭になつておりません。しかしこの作物報告事務所を新設いたしますにつきましては、その定員が決定せられるときに、その範圍内で人員を増加せず、やり繰りをつけるという計画になつておりますので、さう御了承願ひます。

○竹村委員 それであれば定員法を農林委員会が合同審査で……。それがやり繰りになつておるとおつしやるけれども、なつておるのかなつていないのか、定員法が出ていないからわからないのです。少くとも、本日午後でも合同審査をやられるかどうか、やられるように政府の方で内閣委員会に申し込まれるかどうか。根本がわからぬのにさうなつておると言われることを信用してもいいようですけれども、さうなつておるといふことだけでは、資料がないので納得できないのですが、その点を御答弁願ひたい。

○苫米地政府委員 これは案であります。この通りにきまるかどうか未定の問題であります。しかしこれは内閣の方針に従つて立てられたのでありますから、大体かやうに行くものと了解いたしております。それは内閣の方針に従ひまして二割減ということになつておるのであります。標準予算定員は一万九千六百二十六名となつており

ますが、このたびの減員数は三千九百二十五名。新増員はありません。そこで新定員は一万五千七百一名、こういうことになる予定であります。もちろんこれは國会の委員会ではありまじせんけれども、予断の限りではありましてきておるこの案でありますから、これが認め願ひるであらうとの推定のもとにやつておるのであります。

○竹村委員 それではお聞きいたしますが、一万五千七百一人の中にこれが入つておるのか、それともまた別にされるのか、その点を伺ひたい。

○苫米地政府委員 先ほども申し上げました通り、この中に入つておるのであります。

○竹村委員 それでは政府の方に一つ資料を求めたい。というの一万五千七百一人の中に入つておるとおつしやいますけれども、それであれば非常に大きな問題だと思ふ。これは資料をもらつてからでない、この問題は審議できない。なぜならば一万五千七百一人の中に入つておると仰せになられるのであつたらば、農林委員会にかかつていない。おそらく承認するかしんないかはわからないものを、もうすでに承認したものととして、一万五千七百一人の中に入つておるといふのは、大きな審議権の問題であります。もし承認しなかつたらば、もう一ぺん定員法をかえられるのかどうか、この点を一つ伺ひたい。

○苫米地政府委員 これは内閣委員会にかかつておる問題でありまして、内閣の方針に従ひまして減員された新定員の数が、ただいま申し上げました一万五千七百一人というので、これは農林

委員会に承認を経たおらないからけしからぬというお話でありますけれども、新しい定員、これは農林委員会に付託されておるのではありません。内閣委員会に付託されてそこで決定されるものであつて、ただいまの御非難は当らない。私はかように考えます。

○竹村委員 お考えになるのはかつてでございまして、別に私定員について内閣委員会でもやられるものがけしからぬと言つたのではないのであります。つまりあなたは今新定員として内閣委員会にかかつておるのは、大体一万五千七百一人である。それを新定員とするように今考へておるのだとおつしやつた。しかもその中には、今出されておるものが含まれておる。いわゆる作物報告事務所の新設に承認を求めらるの件、これを承認したならばそれだけ増員しなければならぬ。それだけのものが含まれておるとおつしやる。そうでしょう。含まれておるとするならば、そんなことはないかもしれせんが、もし農林委員会でもこれを否決しました場合に、一万五千七百一人といふものは、これも含めて一万五千七百一人だから、これを否決しました場合にはそれだけ人員が余つて来るので、また定員法を制定されるのかどうかというのを聞いておるのです。

○吉米地政府委員 それは先ほど申し上げました、私の答弁をお忘れになつたからそういうことが出て来るのであります。これは現在の決定さるべき新定員の中で融通をするのだ、こう申し上げたのであります。これをお忘れになつておる。これは現在作物報告事務所は、これらの土地に、札幌に事務所を置いて、その定員の中から出張させ

て調べておる。人員はすでに存在して仕事をやつておる。ただあの廣い区域で一々出張をさせてやるということでは、提案理由でも申し上げました通り手が届かない。お粗末になる、こういう事実もありますので、今札幌にみんな集めてあるものを分散させて、四つのところへ持つて行くというのであります。決して違法のことを考へておるのではありません。もし否決されるならば、現在通り札幌に一つ置いて、そこから出張させて能率が上らない仕事をやるというだけにとどまつておつて、それだけ定員を減らすということにはならないのであります。その点御了承願ひます。

○竹村委員 大体わかりましたが、それでは今答弁された点の、その根本をなす大づかみに一万五千七百一人といふだけでは、ここではさういふうになつておるのかないのか、もちろん今の政務次官の御答弁を信用するといいたしましても、その内容の詳細を見なければわれ／＼は納得できない。信用せよと言つても、今おつしやつた札幌の事務所、出張させておるといふ現実はおそらく定員法の関係の表の中に現われておると思ひますので、いわゆる詳細な定員法の資料を御提出願ひたい。それから私は質疑を続行いたします。

○平野委員 行政の簡素化の建前からいたしまして、不要なものは廃止することが理想であります。しかしながら、もとより行政整理と申ししましても、単に画一的に考へるべきではないのであります。簡素化し得るものは極力簡素化しなければならぬが、一面また増強も要するものもあるわけであ

りまして、要は統制法そのものに關連するわけでありまして、供出制度といふものは、安当化、合理化しなければならぬという面から申しまして、これまた作物報告事務所を存続し、これを整備するということは、必要であると考えらるべきであります。でも、この提案理由の中に、内地の方につきましては、郡単位からさらに市町村単位というように書いておられますけれども、私の承知している範囲では、これは市町村に置かれておるのでなく、教簡市町村が単位となつておると思つておる。同時に現在の教簡の市町村を単位とするところの作物報告事務所において、完全なるところの業務が執行得るものであるかどうか、すなわちこれは供出制度の合理化、さらに今後一層これが強く合理化されること

が要求されることになるのではないかとお思ひますが、その際に現在の機構だけをもちつて、十分に目的を達成し得るものであるかどうか、この北海道のごときは、今回の改正によつて初めて四箇所にわけられたわけ、今までは一箇所でやられておつたので、北海道におきまして、その作物報告の正確なうもの、とうてい期し得られなかつたものであります。これによつて幾分とも完全に近づくと思ひますけれども、北海道ですらさういふ状態である。内地におきましても、教簡の市町村単位というやうな現状において、はたして目的が達成し得られるやいなや、さういふやうな点について大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○森國務大臣 作物報告事務所の末端の組織については、お説の通りの現状

であります。しかしこの作物報告事務所の責務は非常に重大でありまして、その眞実な調査によつて、日本の食糧政策を立てる根本をなすものであります。現在においては御承知のやうな組織になつておられますが、今後におきましては、さらにこれを充実して行きたいと、かように考へておるわけであります。なお先般本会議でも土地に対する一筆調査をやれ、根本的な調査をやれという御決議もありまして、また政府といたしましては、もう少し徹底した調査をせなければならぬという考へも持つておるのであります。將來はさらにこれを拡充いたしまして、眞に國會の決議に沿つて行きたい、かように考へておるわけであり

ます。

○平野委員 ただいまの件につきましては承知いたしました。さらに重ねて大臣並びに総務局長にお尋ねいたしたいことは、この作物報告事務所といふものは、単に機構だけでなくして、一番の重点はその人事にあるのであります。すなわちこれはそれ／＼地方の都道府県並びに市町村といふものは、その立場を異にしておるわけでありまして、すなわち報告にあたつて、それ／＼地方の事情にとらわれた、情實に基いた報告が行われるということでは、どういふ供出制度の完全は期し得られないのであります。あくまでも農林省の独自の見解において、國家的立場から、厳正公平なところの報告がなされなければならぬのであります。けれども、しかしながら今までの状況を見ますると、どうしてもそれ／＼当該地方の人物を充てるといふことになれ

ば、何としてもそれ／＼地方の都道府県知事並びに市町村長の影響下にあるといふことのために、若干公正を欠くといふやうな憂いがあるわけでありま

す。従つてどうしてもこれが人事といふことにつきましては、よほど慎重を要し、しかしその報告を適正ならしむるやうに留意することが、最も必要であります。単に機構を整備するだけでは、とうてい目的は達し得られないと考へられるのであります。さういふ点について、政府としてはどういふ所信のもとに、いかなる方法をもつて、さうした人事の適正を期して行かれるお考へであるか、それを重ねて承つておきたいと思ひます。

○森國務大臣 これはいずれの場合でも考へることではあります。組織が問題となるか、その組織における人間が問題となるか、どちらにもいづれの場合にもあるのであります。いかにいづれば組織をつくりまして、その組織によつて動くところの人間が能率が上らなければ、これはだめであります。またいかに能率を上げる人がおりましたも、組織が悪ければこれもまた成績をあげ得ないのであります。これは両々相まつて行かなければならぬのであります。この作報の組織に對しましては、先ほど現在將來に對する考へ方を申し上げたのであります。由來作報といふものは、今日納税の關係から、あるいは供出の關係から、地方にはあまり好まれない仕事をやつておるのであります。それでとやかく批判が作報事務所に加えられておることをわれわれは否定することができないのであります。地方から憎まれるだけ、それだけ誠實な数字をつかもうと努力すると

ころに苦心があり、作報事務所の存在の意味があると思うのであります。それでありまして、いろいろ批判があらまされども、この批判を氣にいたして、地方の自治と適合するような者であつては、眞の目的を達することではない。いやしくも政府の一機関として、毅然として自分の職務に忠実に働くという人をもつて、その衝に當らせなければならぬと考へております。組織の点におきましては、現在、さらに將來の考へ方を先ほど申したのであります。その衝に當るところの官吏に對しましては、今申しましたように、地方の情実、因縁に支配されず、毅然として自分の職責を遂行するといふしつかりした人を配置したいといふと、かように考へておるわけでありま

す。

○平野委員 ただいま大臣の御答弁によりまして、毅然たるころの、厳正公正なる人事を考へてであるといふことは承知いたしました。しかしながら、具体的な方法等につきましても、實際のこれが指揮をとられるところの総務局長の御意見を承りたいと思ひます。

○平川政府委員 この人事の實際につきましても、それ／＼所管の局におきまして、その部局の人事に關係しておるわけでありまして、ただいまの作報事務所に付しましては統計調査局長の方で担当しておられますから、統計調査局長から……。

○近藤(康)政府委員 作報の人事につきましても、当該地方の人がその衝に當るのは、厳正なる調査をするという観点から、どうも心配があると思ひますが、どうかというお尋ねと思ひますが、ま

つたくわれ／＼も同感であります。理想といたしましては、まづたく利害關係のない地方の人をそこに置きたいといふことが、われ／＼の願望でありますけれども、ことにこのごろ巡察の關係がありますので、その理想が十分に參つておりません。ただ所長あたりの人事は、これはほゞその地方出身でない人をつとめて置く。ただ課長になりますとそうはいかないような状態が多いかと思ひます。

それから最も重要なのは、最末端で働いておられます出張所の人であります。これはわれ／＼の方ではこういうふうに考へております。出張所は大体五箇町村くらいに一箇所ありますから、なるべくならば自分の村の管区でないところ、しかも通える程度のところで勤務せよといふことを心得てはおりますけれども、それが十分行つておらぬと思ひます。これは待遇、ことに住宅といふような問題が解決できるならば、御趣旨のようになるべく早くかえたいと思つております。

○深澤委員 日本の農業を科学的な基礎の上に置くという意味におきまして、日本農業の統計的な、確実な調査をするといふことには對しましては、われわれは満腔の賛意を持つてゐるのであります。特に日本は國際的な地位を獲得する上においても、世界農業生産の上に確実な数字を提出するといふ基礎をつくる上においても、われ／＼は何ら異存がないのであります。ただ問題になりますのは、作報事務所がそういう純然たる調査機関といたしまして、一切の行政あるいはその他の政治の具体的な關係に煩わされずに、独自の立場においてこの調査といふものが

行われるといふことには對しましては、われ／＼は非常に敬意を表してゐるのであります。また作報の現在の人々が、そういう信念のもとにやつておられることも、われ／＼はよく了解しておるのであります。しかししたま／＼これ、現在行われておる供出制度の基礎になり、あるいは參考になつておるといふところに、地方農民がこの作報事務所に對して怨嗟の思ひを持つような傾向があると思ひます。御承知のように、農産物價格の点におきましても、農民自体は非常に不満であります。供出割當の不公平の問題につきましても、非常に不満であります。ところが作報事務所に調査いたしました結果が、ただちに反別増あるいは反收増といふような、供出の具体的な施策の上に、大きな權威を持つてこれが認められておるといふところに、大きな矛盾があると思ひます。こういう点につきましても、この事務の担当者であるところの近藤先生に對してお聞きするのではありませんが、この作物報告事務所に本來持つております性格と、具体的な今日の供出、生産の面において大きな矛盾を感じられておると思ひます。であります。この点の矛盾をいかに調節して行くかといふことは、今日生産農民に對して非常に大きな問題であると思ひます。この点について、ひとつどういふお考へを持つておられますか、お聞きしたいと思ひます。

○近藤(康)政府委員 ただいまの問題につきましても、私はどういふふうにお考へておるのであります。公正なる供出をするためには、どうしても正確な資料によらなければならぬといふこと

であります。ただどういふ方法でその正確な調査をするかといふことが、今まで方法がなかつたのであります。統計調査の理論的な方法が進みまして、今日ではたとへば町村を單位として、たとへば一％の誤差の範圍で調査しようとするれば、どれだけ面積なら面積を實際に當ればよろしいかといふ計画が立つようなことになつて参りました。それが、それはどの程度の誤差の範圍で申告を訂正して、實際の数字に近づいた数字を知ることができるといふことだと思ひます。われ／＼の計画では、今年の稻からは、町村の單位で一・五％の誤差の範圍で推計しようといふことで、先ほどお話のありました約一万九千人ばかりの人を置くように、要求したわけでありまして、それが二割減らされて一萬七千ばかりになつたわけでありまして、一・五％といふのをやるのには、かなり労働強化をしてもおつつかないじやないかと私は心配をしておつて、若干の誤差の範圍が大きくならざるを得ないといふことを心配いたしております。一つの問題は、とにかく誤差の範圍を小さくするといふことであります。しかし供出の問題に關連して考へますと、ただ府縣より郡、郡より町村といふように、精密にしたといふことだけでは、問題は解決できないのであります。最後に米を供出するのは個々の農家でありまして、個々の農家との關係を考へますと、どうしてもこれは作報といふような官僚機構だけでは問題は解決できない。村のわくをきめるところまでは作報は責任を持つてやります。一・五％の誤差の範圍ではあるけれども、それはやります。その上でだれにどういふふう

に割

當てるかといふことになりまして、これはどうしても農業調整委員であるとか、村の中で、その問題を同じような考へ方で、公平嚴正な割當をするといふふうに進んでいくだか、これには、これは町村までのわくをしつかりやりましては、これは一口に申しますならば、町村、官民そのつもりでやるという態勢が整わなければ、この供出の問題はほんとうの意味では解決できないだらうと思ひます。

○小笠原委員長 ただいま安本長官がお見えになりました。先般が委員会の總意によつて、農家の必需物資の配給問題に對して、内閣でまとめた御返事をなさるといふことであります。ただいまその説明に参りましたからその方を先にいたします。

○青木國務大臣 委員諸君の御承知のように、本年度における麦とばれいしよ、それらのものの供出をできるだけ促進する、こういうふうな意味で、特にこれにリンクいたしまする衣料品等の配給につきましては、ぜひこの効果をあげたいといふ意味をもちまして、できるだけすみやかにこれを配給する。それにつきましては、なお一定の範圍のリンク衣料品、その他の物資につきまして、需要者の捺印制といふことを強く強調いたしまして、この供出の目的を達成したいといふ心組みから、本年麦なりあるいはばれいしよの供出についてのリンク物資につきましては、大体その取扱ひについて、登録小賣業者別の新規取扱ひ数量の割當といふものは、消費者である供出農民の希望する度合に應じまして、地方長官においてこれを決定する。その措置を

実施するにあたりましては、リンク用衣料品の配給時期をおくらせないといふこと、かつまた農村の自由な意思をこの点に反映せよといふこと、いかにして、各登録小賣業者のいづれにも差別的取扱ひをしないこと、こゝういふことを決定したおる次第でございます。いまして、農業協同組合またはその全國連合会を新たに小賣または御として登録することにしまして、今回の登録更新の際に、一般商業者と無差別に取扱ふものとするといふことの決定をいたしておる次第でございます。もちろんこれにつきましては、われ／＼の配慮としては、農家の方々のリンク物資に対する御希望——今日の統制の状態のもとにおいては、適品適時といふことが十分には参りませんが、しかしながらその適時適品が需要者の手に入るということの幅を考へて、右申し上げましたような決定をいたした次第でございます。

○吉川委員 簡単に尋ねいたしますが、ただいま安本長官のお答へのうち、政府のお心組はまことに私どもがありがたく思ふのであります。しかしそのお心組の具体的な現われが、昨年度と少しもかわつていない、一歩も前進をしていないといふことであります。昨年非常な混乱を生じたのであります。その問題が少しも解決されてはいない。しかも現政府は絶対多数の有力なる民自党の上に立たれたところの政府であります。この際、この問題が中央において解決できないといふことであつては、おそらく農民の生産意欲には、相当よくない影響が及ばされるのではないかと、私は、私は憂慮するのであります。このような有

力な政府において、なおかつかくのごとき状態にあるといふことは、これは政府御当局も十分考へていただかなければなりません。そも／＼この問題は、農林省と商工省における相当長い間の懸案であります。今新麦、ばれいしよの出来まり期を控えて、今ごろこの問題が論議されておるといふこと自体が、まことに無責任きわまる状態であるといふことを、私は遺憾に思ふものであります。しかし安本長官のお心組は、まことに私たちは有難いお心組だと思ひます。もう一ぺんお考え直し願ひまして、そうしてこれを地方長官にまかせるといふことではなくて、中央でこゝ一兩日の間に、すみやかに決定していただくべきであると考えますが、それについて長官はどうお考えでございますか。

○青木國務大臣 この問題につきましては、かねてからいろいろと研究もして、論議もいたしたのでありますが、御承知の通り従来の経過から見まして、一應ともかくも登録店というふうなものがございますので、これを一氣に——あるいは御希望であろうと存じます。予約というふうなものを中心といたしまして、これをその会員の利益のためになつております協同組合といふものに全部まかすといふことについては、今日のところなお決定してはいない。今日のごときで、先般安定本部といたしまして、油の問題につきましても、協同組合にも一般的にこれを渡すことができるような措置はいたしました。しかしこの問題について、今日ただいま御希望の通りに決定するといふことについては、かなり至難な問題でございますので、先ほど申し上げま

したような決定をいたした次第でございます。この点御了承願ひたいと思ひます。

○吉川委員 ただいまのところ麦、ばれいしよについて適用できるような、すみやかなる御措置がどうしてもできないといふことだそうでございます。が、それでは、米、かんしよにつきましては必ずやつていただけるかどうか。それから時期と方法について、もう少し具体的なお答を願ひたいと思ひます。

○青木國務大臣 ただいまのところ、私もどしどし進めては、米の供出時期について、必ずそれを御希望の通りに決定するといふようなことは申し上げかねます。なおわれ／＼としては研究いたしまして、その決定がどういふふうになるかといふことについて、いろいろと——まだ期間もございまして、からなるべく早くさういふことは善処いたしたいと思ひますけれども、しかしこの点もかなり商人といひますか、商業関係の方面ともかわりがございまして、御承知の通りの事態でございまして、この点は今日のところ、一應ともかくこの決定を御了承いただきまして、今後の問題については、なお研究いたします。こゝういふ程度のお答えしかできないのでござい

○河野(謙)委員 この機会に安本長官に、農村資材と資金の関係で尋ねたい。実は先日來本委員会に油糧公團の十五億の増資の問題が出ております。この油糧公團の十五億の増資の問題は、これは露骨に言ふならば、油糧公團自体の資金繰りが悪いために、貿易廳の支拂いが滞つた、これがため

に十五億の増資になつた。しかしこの問題がないにしても、一面の理由としては、油糧公團が製品の手持期間が長いから資金が困難だ、こゝういふことで、私はこの問題をお尋ねするわけではない。かように油糧の問題につきましては、油糧公團自体が製品を長く手持して、そうして消費者に適當な時期に適當な品物をやるというやうな便宜をはかるならば、肥料の問題もなせ同様な処置をとらないか、御承知のように、安本において、肥料資金の問題はいろいろと御心配されていることは、よく私も承知しております。今の肥料の配給は、肥料公團の資金の一切のめんどを政府自体が見ていない。わずかに認証手形の制度によつて六十日の金融をつけさしているだけでありまして、それがために肥料は、現に今年のごときは、昨年の十一月から春にかけてどん／＼配給している。農家の資金を吸収するために、肥料を道具に使つて、肥料を道にまき、それがために肥料の配給は非常に混乱している。この秋の肥料はもうすでに配給を始めて、農家はとりたくない、適期に肥料をもらいたないのでありますけれども、今から肥料を押しつけられて非常に迷惑をしている。かような肥料の資金の問題については、政府は少しもめんどを見ないが、油糧問題については政府がめんどを見ている、かような状態にあります。この肥料資金の問題について、安本ではいろいろ御心配をいただいていることはわかりますが、少くともこの秋からは適期に肥料が配給できるように、秋の施肥の時期までは、少くとも政府の責任において、肥料公團において手持ができるよ

うに御心配願ひなければ、農村と都市との間に相からず不平等の政治が行われるといふことになるのであります。が、肥料資金の問題につきまして、政府の、特に安本長官の御努力を願ひたい。これは肥料問題だけではなく、農村資材、資金の問題につきましても、安本は農村を都市と同じように考へてやつていただければならぬのであります。この点について大臣の御所見を承りたい。

○青木國務大臣 経済安定本部は総合企画の場所でもあります。従つて國民経済全体について、一應その基礎を考察いたしております。またその運営についても考へておるのであります。御承知の通りこの公團におきまして、自主性といひますか、自立性といひます。その観点から、その認証手形等の措置によつて、金融的なまかないをつけるというやうなことは、これまでやつて参りましたところでありまして、政府としても、できるだけ援助はいたして参つたのであります。が、今回九原則の実施に伴ひまして、金融全般についての信用なり、その他金融上の措置、その他は、できるだけ自主的にこれを解決して行くという方向をたどりつつあることは、御承知のことと存じます。従ひましてわれ／＼といたしましても、できるだけさういふ点については、今後とも考へては参りますけれども、できるだけこの認証手形等の活用によりまして、金融的な措置をまず講じていただかなければならぬといふふうに考へております。なおその他一般的に援助できます部分については、今後ともわれ／＼は大いに努力をいたして、援助いたしたいと存

する次第でございます。

○河野(謙)委員 しかれば今の認証手形の運用によつて、でき得る限り自主的にやらせる、これはもうやつておるのです。それでもなおできない部分については、農村の負担もやむを得ない、こういうふうには私は御答弁を伺うのです。が、そうすると、結論として、依然として、農家は施肥の時期の直前にあらすして、極端に言えば、半年も前から肥料を押しつけられるようなことを今後繰返すのでありますが、これにつきまして、私はこの実情を見て、なおどこまでも今後自主的に認証手形の運用の範囲においてやる、それ以外に方法がない、こういうことで政府があるならば、私は非常に大問題だと思ふのです。繰返して申し上げますが、さようなことが終始一貫しておるならいいけれども、一方におきまして、油糧公園のごときは、政府の資金において製品の手持をさせておる。農村の資材は手持をさせない。大部分が都市が消費するところの物品については、資金のめんどろをする、かような事実がここに出ております。この点を私は伺うのであります。もう一度くといふのであります。が、御答弁願いたいと思ふます。

○青木國務大臣 これまで御承知の通り、復金のような金融機関がございました。しかし今日は復金の機能というものが、まったく制限を受けておりますことは御承知の通りであります。従いまして、まずわれわれの今日やり得ることはできるだけ民間に資金を充実にして、財政が金融を食うというのを避けなければならぬということが、また第一義であります。従いまして、その原則的な公園の自主性ということに

件つて、認証手形等、その他金融的措置によつてでき得ることは、これは援助いたしますけれども、ともかくも、そういう態勢で今後進んでいただくような方針を立てておるのであります。その他政府として援助し得る範囲がございまして、それはできるだけ援助をいたしたいと存じます。

○河野(謙)委員 しかれば安本長官の御意思はよくわかりましたが、この安本長官の御答弁によつて、農林大臣はいかように考えておるか、それをひとつ農林大臣から伺いたいと思ふます。

○森國務大臣 肥料の問題については、特に河野委員は内容をよく御承知であるのであります。農家に割当てます肥料は、反当り何ぼという大よそ目盛りをいたしておるのであります。これは御承知の通り筆算肥料と申しまして、幾種類もあるわけでありまして、また製造工場も各地に散在いたしておつて、これは商工省が監督いたしておるのであります。従つてこの肥料の配給にあたりましては、一反歩に七貫目なら七貫目という予定をいたして配給するのであります。この七貫目の肥料が、どこの工場から配給するか、そこにいろいろの計画が公園において立てられておるわけでありまして、従つて末端の配給においては、一時に全部の肥料が適当な時期に配給され、送り届けられれば分配も非常に簡単であります。われわれ農村におきまして肥料の配給を受けておる立場に考えまして、また肥料の配給だ、また肥料の配給だといつて、わずかなばかりの肥料を再々配給を受ける、こういうのが今日の事実であります。それは全使用量が一時に生産されて、適当な時期に

運送されて、一かたまりになつて、それが末端に配給になりますれば、まことに分配上にもさうさなくて、いろいろ窒素肥料にいたしまして、種類がありまして、総合的に分配が一時に終るわけでありまして、しかるに御承知の通りの今日の肥料の生産状況、輸送状況等がありますので、今申しましたような末端にははなはだ迷惑をかけておるのであります。が、再々この肥料を送り届けられる、しかもその肥料がいろいろの種類がある、こういう事例は河野委員もよく御了解くださることから、一日も早くこの肥料を送り届け、農家に安心させるということも考えなければなりませんし、またこの肥料が、御承知の下部資金といたしましては手形の融通によりまして、農家がそれ、資金を融通し得られる道もあるのであります。それで製造会社といふ急ぐ立場を考へてもやらなければならぬ。できるだけ資金が会社の方に早く伸びるというのを考へなければならぬ以上、肥料の代金の徴収も、取急ぐというやうなこともなつて来るわけでありまして、今申しましたやうに、一時に生産をまとめて配給できないという事情がありますから、生産されるごとに予定通りの配給をいたしておるということで、今御質問のやうな肥料を公園が手持ちせずして、これを農家に早く賣つてしまふが、もつと公園が手持ちしておつたらどうだ、こういう御議論、御意見も出るのであります。が、何ぶん輸送等の関係もありまして、一日も早くできた肥料は農家の手に手渡したい、こういう公園の

やり方から、今御質問になりましたやうに、公園に手持ちせずして、ほとんど肥料を農家に流してしまふ、流してしまふから春肥を冬肥に使つてしまふ、こういう危険が起る、こういうおしかりであります。今日の場合にいたしましては、製造工場が御承知のやうに、これを統轄する公園の仕事といたしましては、やむを得ないのではないかと、かように考えておるわけでありまして、資金の面につきましては、今安本長官も申された通り、復金等の関係も非常に悪くなつておりますので、中金等の特別融資によつて、連合会等の信用によりまして、これを地方に貸付金みたいに貸し付ける、金融方面においてはかような考へを持つておるわけでありまして、肥料を一時に出さずして、再々農家に早く渡すといふこの事情はよく御了承くださることと思ふのであります。今日製造の段階におきましては、今日やつておる公園の仕事においては、やむを得ないのではないかと、かように考えておるわけでありまして、しかし政府も肥料公園の資金に對しましては、手形等の融通によりまして、そうあてかねつて、早くこれを徴収して農家に迷惑をかけるというやうなことは、できるだけ慎みしたい、かように考えておるわけでありまして。

○河野(謙)委員 私は農林大臣にも一言申し上げまして質問を終わります。製造会社でできたものを買い取らなければならぬことは当然であります。倉庫の都合、製造会社の金融の都合上とらなければならぬことは当然であります。が、それをつて右から左にすぐに渡さなければならぬといふことは、私

は政府は無責任だと思ふ。かつて政府におきましては、政府自体の予備貯蔵という制度によりまして、政府の資金において、全国の各地の倉庫に政府の責任において肥料を持つて、適当な施肥の時期に農家に一時に配る、といふことは、過去において十年近くやつておるのであります。今におきまして、全国の各町村農業会の倉庫、または商人の倉庫等にとつたものを入れて、さうしてこれを公園の責任において貯蔵しておつて、施肥の時期に一度にそれを開放すればいい、そうすることが過去においてつたことでもあります。し、今後におきまして、当然私はやるべきことであると思つておるのであります。いろいろ安本長官並びに農林大臣の御答弁によりまして、この現下の情勢においてかゝる要求いたしました、ただちに施策の上に反映して来ない、といふことについては、私はこの間の事情はよくわかりまして、しかし今申し上げたやうな事情でありまして、農村は非常に金融が逼迫して、政府は一方においては農村に農業手形の制度をさへして、金がなくて物の買えない農家は、手形で買わしてやるといふほど農村は金が逼迫しておるといふ前提において、農業生産が立てられておるときに、一方においては金のない、手形を借りて物を買わなければならぬ農家に、前もつて半年も前から必要資材を渡して、農家の金を吸い上げるというやうなことは、私はまったく矛盾しておると思ふ。どうぞこの間におきましては、今後とも安本長官、農林大臣におきまして、十分農家のために御盡力していただきたいことをお願いいたしまして、私の質問を打ち切

ま考えておりますことを申し上げたいと存じます。ばれいしよ、麦の報奨物資に對しましては、すでに緊迫しておりますので、過去における三〇%の登録というものは、非常に不合理であります。これは根本的にやり直さなければならぬと思ひますが、今これは間に合わないであります。間に合いませんから、將來におきましては根本的に登録制を改めまして、農業者の自由意思によつて登録をやり直し、また連合会等にも御制度を認めるというように改めて行きたいと思ふのであります。が、今申しましたように、緊迫しております、ばれいしよ、麦に對しては間に合いません。間に合いませんが、農林省の考案として、とにかく供出された裏づけでありますリンク物資でありますから、当然これは一般の國民に行くのでなくして、農業者に行くのであります。行き先はきまつてるのであります。でありますから、供出していただいたお礼として差出すものでありますから、あえて中間團體の段階を経なくてもいいわけでありす。しかし今日の衣料配給規則等の關係もありますので、政府といたしましては、今までは地方長官にこれをまかしておつた。まかすということ、地方長官に割当をさせなければならぬ今日の段階といたしましては、政府みずから各府縣に割当てても、こまかいところまで割当てできませんので、地方長官に一應これを委任しなければなりません。が、その委任する場合に、これは特に報奨物資としてのリンク制度である。それであるから受ける農業者が希望する氣持を考へて、七割と三割でわけるとか、五割と五割でわけると

いうような、過去にありましたような考へ方ではなしに、農業者の中には農業協同組合でもらうのが不便で、自分の村の近くにある商人からもらうという人もあります。必ずしも私は農業協同組合全部に固まるとは考えませんが、いづれにいたしましても、受ける人の自由意思によつて得られるという立場を尊重して、知事が割当をするときに、この大体的な數量を、点数が行つてゐるわけでありすから、これをまとめるなりいたしまして、八割農業協同組合に申し込みがあれば八割のものを渡す。三割しかり申し込みがなかつたら三割渡す。現に七千の協同組合がすでに登録を受けているのでありますから、この協同組合を利用したならば、ばれいしよ、麦に對しての應急措置としては、適当に農業者の意思を反映して分配することが、知事の手によつてできよう、かように考へておるのであります。それで政府といたしましては、今安本長官が申しました大體の、抽象的なことのようにありますが、方針を定めまして、地方長官に移譲します場合に、おきましては、私が今申し上げました氣持をよく傳へまして、そして農業者の意思が必ず自由に反映して行くような取引の、できるやうにいたしたい。そうして、さつまいもあるいは米に對するリンク制に對しましては、七〇%を除いたという弊害はわれわれは認めておるのでありますから、これを根本的に改めまして、そうして協同組合なり農業者なりを自由に選択登録させる。そうして連合会におきましても御の制度を設けるやうにいたしたい、かようなことを農林省として考へております。また政府としてもその

方針で進みたいと考へておる次第であります。

○小笠原委員長 もう一ぺん農林大臣、安本長官にお確かめしておきますが、その御希望の実施は、今年の米から実施できるかどうかということが一つ、もう一つは、農林省の考へであるということばかりでなく、政府の考へであるというが、安本長官とも商工省とも打合せの上、必ず実施できるといふことが明確にお答えできるかどうか、この二つの点をお答え願ひたいと思ひます。

○森國務大臣 米、さつまいもの時期に對しましては、これは間に合うと思ふのであります。商工當局につきましても、この登録制の再編成ということも、今事務的に考へさせておるわけでありすから、その場合において、自然國民一般の登録が行われるわけでありすから、ここではつきりと受ける立場の自由な意思が登録の上に現れて来る、かように考へておるわけでありす。

○小笠原委員長 安本長官の方も今の農林大臣と同意見でありますか。明確にしておいていただきたい。

○青木國務大臣 お答え申し上げます。御承知の通り、経済安定本部はいつも板ばさみになつて、實際はなかなか困るのであります。そこで私が先ほど申し上げました原則を一應申し述べましてこれを御了承願ひ、かつこの再登録につきましては、できる限りすみやかにそのことをやつて行きたい、そうしてその結果については、先ほどおつしやいましたように、農家の皆様の自由な意思に從つてそれが決定せられるであらう、こう考へておるわけでありす。

○坂田(英)委員 議事進行について——本日は非常に委員会において、いろいろ審議すべき点が多いのであります。が、今の問題につきましても、これは非常に重大な問題でありまして、農林大臣の今御説明になつたことにつきましては、われわれは非常に感謝し、また納得いたしておるのではありません。安本長官もこれと同様の御意見であらうと思ひますので、農林大臣と同様の御意見であるといふことをひとつお話を願ひたい。これだけでよろしいから……。

○小笠原委員長 両大臣に申し上げますが、この点は、きのうのうちにまとめて明確な御答弁をなさる約束で、當委員会が要求した事項でありますから、これは大丈夫明確にしたいと思ひます。それでこれは納まりますから、明確な答弁をされた方がいと思ひますが、どうでしょうか。

○青木國務大臣 私の答へは別に農林大臣の答へと矛盾はしておらぬと思ひます。私が申し上げたことは、そういうふうな矛盾はしておらぬと御了承願ひればよろしかろうと存じます。

○深澤委員 今農林大臣は、ばれいしよについては間に合わない。だが米、かんしよからはやる。かういふぐあいに大體表明されたのであります。が、安本長官はすみやかにやるであらうという、実にあいまいな表現であります。その点について安本長官は米、かんしよからやる。かういふはつきりしたお答へができるかどうか。この点をひとつお伺ひいたします。

○青木國務大臣 実は私は米、かんしよからやるというのをまだはつきり

聞いておりません。そこで農林大臣のおつしやいますには、そういうことになつておる、かういふことでありますから、その点は農林大臣のおつしやることを私は信頼をいたしております。

○深澤委員 その点はひとつ本委員会でも明確にしたい。両大臣が話合をいたしまして、はつきりしてもらわなければ困ると思ひます。もう一つは、地方長官に決定せしめるというやうな、先ほど御答弁があつたのであります。が、この点は、地方々々が特殊事情がございまして、そうして地方地方の事情によつてきめられなければならぬ事項であるならば、地方長官にまかせるとはむりないことでありす。が、この問題は全國一律の問題であります。従つて地方長官にその決定をまかせるといふことは、政府の責任回避であると思ひます。従つてわれわれは、いたしましては、今のような根本方針が政府の方におきまりになるならば、あえて地方長官にいろいろ決定をまかせるとは必要はない。一貫した方針を政府が御決定になつて、そうしてそれを行くべきであると思ひますのであります。その点についての御意見をひとつお伺ひしたいと思ひます。

○青木國務大臣 この事柄につきましては、私は経済安定本部として農林大臣の主張せられるやうに、今後とも大いに努力をいたす所存でございます。(拍手)

○小笠原委員長 それではまず地方自治法第五十六條第四項の規定に基き作物報告事務所の新設に關し承認を求めるの件を議題とし、質疑を継続いた

別として、一言だけお尋ねしておきたい。

本日問題になりました一官僚が、いわゆる国会の審議権を侵すようなことをやつたといえますけれども、その裏には先ほど言われましたように、いよいよある方面に働かせるという言葉があつたのであります。これはおそろしく重要な問題でありまして、こういうことが、大蔵大臣はおそらく御承知ないかもしれませんが、農業課税のいわゆる更正決定等をやらせて、その取立てに際して、全国各地の税務署長において、これが表面化するしないにかかわらず、非常にこのことが徴税の面に使われておる、この事実の事例を申し上げるならば、至るところにあるのでございますが、長くなりまして、そういうことは申し上げませんが、もし今後大蔵省のいわゆる高級官僚において、当然國內に起つたもので、しかも國民自身、あるいはまた政府当局自身が解決しなければならぬ問題を、虎の威をかるきつねのようにな、とかく税金の取立てにすら、ある方面の意思だといつて、正しき税法に基いて異議申立てをやつた場合に、もしそういうある方面の意思だといつて、その申立てを押えて、むりに徴税したような税務署長があつた場合、あるいは財務局長があつた場合には、今後どういふふうな処置されるかという、見解だけをここでお尋ねしたいと思います。

○池田國務大臣 不適当な徴税をしました税務署長につきましては、その不適当の程度によりまして、適当なる処置を講じたいと思ひます。

○原田委員 大蔵大臣は、畜産の奨励

には相當の額を計上してある。その額は六億だと、こういうお話であります。四億が競馬開催費用になつております。そうすると、日本中の畜産奨励を、わずか二億でやろうという考え方が、すでに私は聞かすところではなから、今お話を聞かすところ、六億と七億、非常にどうも消極的な考え方だと思ふのです。だから私どもの要求しますことは、六億の上に畜産奨励費を七億、先ほどの三分の一それをせび別途に御計上願ひたいと思ふのであります。

○池田國務大臣 實は決議の内容も存じ上げておらないのでございますが、從來はこの畜産関係費用といつたものが、競馬による収入金の三分の一があつたのでございます。ただいま六億と申し上げましたのは、畜産局の費用が二億一千七百万円、それから畜産試験場が六千八百万円、家畜衛生試験所が一億七百万円、種畜牧場が二億一千八百万円、これで六億一千三百万円に相なるのでございます。それで私の考えは、從來のやり方のようにいたしますと、すなわち競馬による利得金の政府納入金の三分の一といふことになりまして、予算が二十二億三千七百万円でございますから、從來通りで言へば七億四千五百万円の畜産関係費用といふことに相なると思ひます。從來のやり方を御決議になつたものといつたしまして、そのようにお答えいたしました次第でございます。速記をとめていただけますか。

○小笠原委員長 速記をとめて……
〔速記中止〕

○小笠原委員長 速記を始めて……
○深澤委員 今の競馬法に関する問題について、大蔵省の河野主計局長の態度は、全國的に現在一番官僚的であるのは、大蔵省関係の官吏であるといふふうな非難が相當あるものであります。その一つの現われであるといふくらいにすら、われ／＼は考えるのであります。特に税金の取立てに對しまして、一般國民と大蔵省の官吏との間に非常な摩擦が起き、そうしてその官吏に對する國民の反感といふものは、非常に強いものがあると思ふのであります。もちろん、國の徴税の上においては、相當の努力も必要でありましようが、今日の民主主義的な國家の再建途上において、この傾向は、單に國民的な感情を險惡にするばかりではなしに、むしろ國の財政運営の上においても、大きな支障を與えると思ふのであります。ところが末端に行きますと、まつたくその解決の方法がないのであります。従つてわれ／＼は大蔵省の方針として、徴税にあつては、事前に一般の國民と十分に話し合ひ懇談して、その感情を融和する必要があるのではないかと考えるのであります。特に農村におきましては、協同組合、あるいは農民組合、その他の農民團體等があるものであります。事前にこれらの團體と十分懇談し、打合せをいたしまして、徴税の方針を徹底させる。意見のあるところは十分聞いて行くならば、この徴税の問題に對しましては、ゆるやかな感情がつくり出せるのではないかとわれ／＼は考えるのであります。それが末端に少しも徹底してない。強権をもつてやるんだという態度が非常に濃厚であります。この点についてこ

れは國家財政上の運営から申しまして、私は重大問題ではないかと考えるのであります。こういう点について、大蔵大臣はどういうふうにお考えになつておるか。この点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○池田國務大臣 非常に重い税金の徴収をいたすのでありますから、國民の納得と御協力を得なければならぬことはもちろんでございます。従いまして、昨年ぐらゐから農業所得につきましても、協同組合関係の方々と相談をいたしまして、そうして申告をしていただくような方法をとつた地方も相當ございまして、かなりの成績をあげております。今後におきましても、これを拡大強化して行きたいと思ひます。農業関係のみならず、營業におきましても、そういう方法をとりたい。これは團體諮問という規定もございまして、とり得ることになつておるのであります。私は今までの制度ばかりでなしに、昔ありました所得調査委員会に相當するようものを、今設けるべく努力いたしております。なおいざこざの起りますような問題は、税務官吏の態度その他がよくない場合が相當あると思うのであります。従いまして内部指導をして行くと同時に、外部の人からの協力を得まして、何々税務官吏はなまいきだ、知らないくせに國民に對してひどいことをする。こういうことを外部からど／＼言つて來てもらひまして、そうして私の監督の材料にしたい、こういうこともただいま考えております。お話の通り、非常に重要な問題でございまして、私は税務行政の運営の適正、円滑ということにつ

いて、從來にもまして努力いたしたいと考えております。

○深澤委員 今の大蔵大臣の御意見はわれ／＼も承知するのであります。そういう場合の処置をとることが、全國的に大蔵省の方針として通達か何かされておるか。特に山梨縣であります。山梨縣は團體交渉はさせないといふ建前からいたしまして、そういう事前の懇談会すらも持たなかつた、それを拒否されたという事実があるのではありません。そういうことが全國的に通達されているならば、おそろしくいふ問題は起らなかつたのであります。が、そういう処置が行われておつたかどうか。

○池田國務大臣 團體交渉と申しますと、その範圍がな／＼むずかしいのでございます。

○深澤委員 團體交渉はしないというように考へて、懇談会すらも團體交渉のごとく考へてやらなかつた……

○池田國務大臣 そういふことがあれば、今までのやり方が少し不徹底であつたかと思ひます。私は就任いたしましたから、今のような考え方で指導して行きたいと思つております。

○小笠原委員長 それでは午後三時半から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後二時四十分休憩

午後四時二十五分開議
○小笠原委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

議事に入る前に御報告いたします。ただいま本委員会に予備審査のために付託となつております農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する

る法律案、及び食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案は本日参議院を通過し、本院に送付され、本委員会に正式に付託と相なりました。

次に昨十九日委員大森玉木君が委員を辞任せられ、その補欠として同日議長において小林君が委員に指名せられました。また本日長谷川君が委員を辞任せられ、その補欠として大森君が議長において委員に指名せられました。なお委員を辞任せられた長谷川君は理事でありましたので、理事の補欠選挙を行ななければなりません。これは先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それでは小林君を理事に指名いたします。

それでは地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、輸出食料品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるとの件を議題とし、政府の提案理由の説明を求めます。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、輸出食料品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるとの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、輸出食料品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるとの件

農林省輸出品検査所令(昭和二十四年政令第二十五号)に基づき別表に掲げる位置に輸出食料品検査所及び

輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置する必要があるため、これらの設置について地方自治法第五十六條第四項の規定による国会の承認を求めるとの件

別表

一、輸出食料品検査所	
区分	位置
支所	静岡市
出張所	神戸市
同	小樽市
同	横濱市
同	門司市
二、輸出農林水産物検査所	
区分	位置
支所	小樽市
出張所	岡山市
同	横濱市
同	清水市
同	名古屋

参照 政令第二十五号 昭和二十四年二月二十五日

農林省輸出品検査所令 内閣は、輸出品縮法(昭和二十三年法律第五十三号)による農林水産物の検査を実施するため、臨時に、行政官廳法(昭和二十二年法律第六十九号)第十二條の規定に基づき、この政令を制定する。

(設置) 第一條 農林水産物であつて輸出品縮法第三條の規定によつて指定されるもの及び同法第四條に掲げるものの検査に関する事務をつかさどるため、農林省に輸出品検査所を置く。

2 輸出品検査所は、農林大臣の管理に属し、商工大臣の監督をも受けるものとする。

理に属し、商工大臣の監督をも受けるものとする。

(輸出品検査所の名称、位置、所)

名	称	位	置
輸出食料品検査所	東京	都	所
輸出農林水産物検査所	同	同	所

2 輸出品検査所の内部組織については、農林省令で定める。

(支所及び出張所) 第三條 農林大臣は、輸出品検査所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に支所又は出張所を置くことができる。

2 前項の支所又は出張所の位置、名称及び内部組織については、農林省令で定める。

職員の種類別

職員の種類	別
農林事務官	四
農林技官	二七
計	三二

附則 1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令は、國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の施行の前日まで有効とする。

○平川政府委員 ただいま議題になりました輸出品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置の承認を求めるとの件に關しまして提案理由

掌事務及び内部組織) 第二條 輸出品検査所の名称、位置及び所掌事務は左の通りとする。

名	称	位	置
輸出食料品検査所	東京	都	所
輸出農林水産物検査所	同	同	所

(職員) 第四條 輸出品検査所に所長を、支部に支部長を、出張所に出張所長を置く。

2 所長は、二級の農林事務官又は農林技官をもつて、支所長及び出張所長は、二級又は三級の農林事務官又は農林技官をもつて充てる。

第五條 輸出品検査所に置かれる専任の農林事務官及び農林技官の定員は、左の通りとする。

職員の種類	別
農林事務官	四
農林技官	二七
計	三二

を御説明申し上げます。輸出品縮法に基づきまして、輸出農林水産物の検査を行うため、さきに輸出品検査所及び輸出農林水産物検査所をそれぞれ東京に設置し、この三月十五日から輸出検査を実施しておりますが、検査は輸出港または生産地で行うことになっておりますので、検査の都度一々検査官が出張することは多大の経費と時日を要しますので、神戸のほか六箇所に検査所の支所及び出張所

を設けまして、常時検査を行い得るようになす必要があるが、検査所の支所及び出張所を設けることにつきましては、地方自治法第五十六條の規定によつて国会の承認を要する事項となつておりますので、本件を提案いたします次第でございます。よろしく御審議の上、御承認をお願いいたしますと存じます。

○小笠原委員長 これにて政府の説明は終りました。引続き本件につき質疑に入ります。他に質疑はありませんか。――別に質疑はありませんから、これにて質疑は終りました。引続き討論に入ります。

○松浦委員 この際討論を省略いたしますので、ただちに採決せられんことを望みます。

○小笠原委員長 松浦君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それでは本件に対する採決に入ります。

本件に承認を與えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○小笠原委員長 起立総員。よつて本件は承認を與えるものと議決せられました。

なおこの際報告書の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして、委員長に御一任をお願いしたいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それではさうとりはからいます。

第一類第十一号 農林委員会議録 第二十七号 昭和二十四年五月二十日

○小笠原委員長 次に農業資産相続特例法案を議題とし、質疑を継続いたします。竹村君。

○竹村委員 私の尋ねたいのは、本法の第二條の問題ですが、これは憲法第二十四條二項に違反しないかどうか、この点詳細に政府から御説明願いたいと思います。私はこれは違反だと考えているが、政府の方ではそうでないと考えておられるならば、法的に説明していただきたい。

○山添政府委員 これはもちろん憲法違反のようなものであれば、この國會に提案いたすわけはないのであります。その理由を御説明いたしますと、この農業資産相続特例法におきましては、ひとりある人の身分によつて、ある特定の利益なりあるいは権利なりを與えるものではないのであります。農業資産相続人の指定と申しまして、これは被相続人が指定することができ、この指定することができるといふことは、結局相続の場合におきましても遺贈等が認められております。もちろん遺留分を侵害することはできませんが、その範囲におきましてはそれと同様に指定すべきことができるというわけでありまして、何らさしつかえないと思つております。また特別相続人といつたしまして、民法の相続分以上に農業資産が多い場合には、一人が相続いたしますけれども、同時にそのことによつて民法の原則によるところの相続分よりもよい受継いだというような場合におきましては、この法律の十二條によりまして求償権を持つてゐる、こういう調整もはかつておるのであります、何らこれは憲法上並びに憲法の趣旨とするところにも違反する

ることではないのであります。

○竹村委員 これは憲法に違反するものではない、こう言われておりますけれども、これは法務委員会でも一應問題になつて、どうもやはり憲法に違反するのではないかと思はれるというような、少数の意見ではあつたけれども意見があつて、これは非常に問題になつたことでもあります。それでこれは、私は法務總裁に來ていただくことになつてゐるので、そのときにお伺いするのといたしまして、問題はこういう法律をこしらへなければ農業資産が細分化すると考えられるけれども、前の合同委員会においても申し上げましたように、そういうものではないというところがあつたときの——現在までにそういう具体的な事例というものが出されてゐないのではありません。従つてまたあの当時要求しておきました資料が出されてゐない。つまりなぜこの法律をこしらへなければ細分化して行くかという原因が、はつきりないということが前の合同委員会でも言われておるのであります。それで、それが一つも出されてゐない。それでその具体的な、こういう方法で法案をこしらへなければ細分化を防ぐことができないという具体的な理由が一つもはつきりされてゐない。資料を要求しておきましたが、その点でひとつ御説明願ひたい。

○山添政府委員 これは農林省におきまして昭和二十二年であります。千葉縣、埼玉縣、群馬縣、山梨縣、静岡縣等の十箇町村につきまして、社團法人世論協會に依頼して、この縣につきましての世論調査をいたしましたことがございまして、その結果を見まして、これは圧倒的に、農業資産は分割をし

ないで相続することを希望したておるのであります。この資料は後ほど配付をいたしたいと考へます。なお最近の事例におきましては、昨年の十一月に千葉縣、茨城縣等の事例を調べたのでございまして、この農村における状況は、相続の放棄ということが圧倒的に現れておるのであります。相続放棄が行われておるといふことは、すなわち一人の人が農業資産を一括して受継いでおる。その方法として他の共同相続人が放棄しておるといふ事例が非常に多いのであります。実態的に申しまして、一人が相続するということは、これは農業経営の上から当然要求されるのであります。が、かような法律もございせんので、現状としては放棄というやうな、いわば不自然な形をもつて処理をされておる。これが多くの場合であります。いづれにいたしまして、日本の状況といたしましては、かような法律をつくり、一定の基準を與へまして、農業資産の相続について円滑なる処理を期しますことが、必要と考へておるわけであり

ます。

○竹村委員 今の御答弁によりますならば、各地で農業資産を分割せしめなことを圧倒的に農民自身が支持してゐる。世論調査においてもさうだといふ御答弁ですが、さうであるならば、農民自身がさういふことを實際考へてゐるのであつたらば、何も法律化する必要はないと思つてゐる。國家全体から見ても、さういふふうにしなれば農業経営の発展を阻害するといふ場合においてのみ、立法化して法律とする。國民の自由意思といふものを、いわゆる食糧増産のために統一して行

くには、法律が必要であるが、しかしあなたの答弁を聞くならば、さういふことをしなくても、分割することを圧倒的に反対してゐるというならば、少くとも憲法違反の疑いのあるものを立法化して、わざ／＼細分化を防ぐといふことを名目として立法化する必要はない。それをあえてはつきり申しますと、これは軍閥時代におけるファッショ的な考へ方が、この立法化をせしむるところの原因であると私は思ふ。農民が自由にさういふように考へてゐるのだつたら、何もさういふ法律をつくらなくてもいい。

なお私は前にも質問いたしましたのが、今日細分化する原因といふものが、いろいろ／＼な食糧事情、あるいは農村人口の過大、そして他に仕事が見つけられない、いわゆる潜在するところの農村の失業人口、さういふところに土地といふものが細分化されて行く原因があると思ふ。さういふ問題についてどういふ対策を立てられるか、これらの点について政府はどういふふうにか考へておられるか、お伺ひしたいと思ひます。

○山添政府委員 みんなが希望しておるところであれば、あるいは法律を用いなくてもいいじやないかという御意見に對しましては、立法政策として全然別の考へをいたしておるのであります。かような民事に関する法律としては、人の好きなところを強制するといふやうなことは、やりましてもうてい長続きするものではありません。むしろ社会的に多くの人の希望するところに対して一定の基準を與へ、それによつて物事を処理せしむるのであります。さういふ望まじき、またあ

るべき基準を與へるといふのがこの法律の趣旨でございまして。さうしてさういふ一般的な場合は、争ひがありまして、いろいろ解決がつかないような場合に、おのずからこの法律が働きまして、そこに正しき解決をつけようといふのが、この法律のねらいであります。で、どうもその法律の立法の態度、考へ方といふものが全然違つてゐるわけなのであります。

それから細分化いたします事柄は、他のいろいろ／＼な経済的な理由に基くからではないかというお話ですが、これは仮定的に申しますれば、他に非常に有利な國がたくさんあつて、國民全部が就職に困らない、日本に人口問題もないといふことになれば、それはお話のようなことにならうと思つてゐますが、事實はさうでないのではありません。お話を点々私にも認めるというか、むしろ非常に憂えておる点であります。そこでかような法律によりまして、相続の問題を正しく円滑に処理いたしますとともに、實際論として、農民の職につく機会を多くするといふことが必要であるわけでありまして、この事柄につきましては、農林省に関する限りは、農村工業でありますとか、あるいは開拓等の政策により、でき得る限り農村における人口の収容力を増加したいといふことに努めてゐるのであります。しかしこの間も申しましたように、何と申しまして、これは國全体としての経済を回復し、また貿易を中心として経済が拡大して行くといふことではなからうといふのであります。これは政府國民を通じての大きな問題でありますので、さういふ方向

に、すべての人が國をあげて努力して
いるのだという見解をとつてゐるわけ
であります。

○竹村委員 ではそれと反対の点から
聞きたいのでありますけれども、みな
が農業資産をかためて、細分化するこ
とを好んでいない、けれども立法化す
ると言われる。今日農村が非常に金詰
まりになつて来て、このままの政策で
は、農業は破滅して行くといふことは
周知の事実であります。今日どうい
うな形で農村を救うと言われまして
も、農村工業を興すとか何とか言われ
まして、たとへば災害復旧にしても何
にしても、今日の政府の予算的措置か
ら言へば、農村は破壊されて行くこと
は周知の事実であります。この破壊さ
れて行く場合に、この法律が立法化し
ましたならば、だれかが相続して、次
男でも三男でもそのほかの人に金で支
拂わなければならぬ。ところがこの
金で支拂う場合に、現実に支拂ひにた
えるかどうかは問題になつて来る。
反対から言つて、法律がなければ、
兄弟同士ですら、自由に相談す
くて適当にやりますけれども、中
には、法律があつて、権利があるのだから
というので、そういう分割の請求をさ
された場合に、その現金が拂えるかどう
か。それを拂つて農業の経営が立つて
行くかどうか問題になつて来る場合が
起る。そういう強制的な法律が自主的
なならば、自由にやつて適当に自主的
な解釈ができるけれども、これではか
えつて土地放棄が起るのではないか。
あるいは農業をやめる者がなくなるの
ではないか。相続を拒否する場合が多い
のではないかと、この場合に、政府は一
体どういふ処置をとられるかお聞きし
たい。

○山添政府委員 民法の均分相続が行
われていることは申すまでもないので
あります。もしこの法律がないといひ
しますれば、他の共同相続人はいきな
りその相続分に應ずるところの價額の
分配を要求することができるのであり
ます。この法律も民法の相続分の範圍
内で要求することはできるのでありま
すけれども、十二條には、農業経営の
安定を阻害しないように、適当に相談
して定めるといふことになつておるの
であります。実を申しますと、ただ
いま質問になりましたのは、民法も何
もないといふ前提でお話になつたの
ならばわかりますけれども、そうでは
ないのであります。この法律によつて
その辺が円滑に処理されるということ
になるのであります。

○竹村委員 それでは、憲法二十四條
二項に違反してゐると私は思つてゐ
るのですが、違反ではないといふこと
を詳細に理論的に説明してもらいたい。

○村上朝政府委員 憲法十四條にお
きましては、國民がすべて法の下に平
等であることを規定いたしてございま
す。また二十四條におきましては、た
だいま言われた通り、相続の平等につ
いて規定いたしております。さらに民
法はこれを受けまして、相続について
均分相続の制度を定めてゐるのであり
ます。しかしながら、民法の均分相続
の制度は、相続財産を現物について均
分するといふことを要求いたしてお
るのではないのであります。その價額に
ついて各相続人が平等に利益を受ける
ならば、憲法並びに民法の精神に反す
ることはないと考えるのであります。

遺産の分割につきまして、民法におき
ましても、現物分割を強制する規定が
ないばかりでなく、かえつて相続財産
の種類、性質、相続人の職業、その他
一切の事情を考慮して分割の方法を定
めるといふことも九百六條において明
らかにしておるのであります。この法
案におきましては、農業資産相続人は
一應特別相続分を持ちます。また遺産
分割によつて農業資産全部がその者に
帰属することになつておりますけれど
も、他の共同相続人は、いづれも農業
資産相続人に対して、特別相続分によ
つて受ける利益の限度で民法の相続分
に應じて分配の請求をすることができ
るのでありますから、結局相続財産
は、その價額において民法の相続分に
應じて分配されることになるのであり
ます。従ひまして、この法律案は、民
法の均分相続の建前をどこまでも維持
するものであります。憲法並びに民
法に違反するものではないと考えてお
る次第であります。

○寺崎委員 農業資産の評価の点です
が、その評價によつて農業資産相続人
が今後生活ができるか、できぬかとい
うことがきまらる。農業資産は現在では
賃賃價格の四十倍ないし四十八倍であ
るが、それで決定された場合は、農業
資産相続人は生活できるけれども、共
同相続人の分け前は微々たるものにな
つてしまふ。その結果、農業資産を相
続しない共同相続人は、いかなる生活
様式をもつて生活するか、わからずか
ば、五人以上の場合に、一人の相続
人は農業をやつてどうやら生活ができ
ますけれども、あとの四人はいかなる

様式をもつて生活するか。これは農業
の事態を考へてみますときに、一町五
段の耕作をしております場合には、お
そらくその父もむすこも、むすこが三
人おられますれば三人ともに農業をし
ておるに違ひないと思ひます。そうし
て父は死に、あとの相続をする場合に、
その三人の子供のだけが相続するか。
二男か三男か、あるいは長男が相続
する。そのほかの者の生活様式をいか
にするか、一心に農業をして来た者が
いかなる様式をもつて今後生活する
か、こういうことを考へますときに、
私はこの法案を提出せられたときに、
その相続人以外の生活様式をどう考へ
たのか、この点をお尋ねします。

○山添政府委員 これは從來におきま
しても、農家の二男三男は、あるいは
長男でも、それ／＼学校に行つて他に
職業を求め人もありますし、あ
る年齢まで農業を営んでおつて、それ
から先また他の方面に職を求めるとい
う場合もあります。これらの場合
がおおむねの場合であります。とき
には農地を非常にたくさん持つてお
りますれば、これをわけて分家をする
という事例もあるわけでありまして、も
しその具体的な場合にありまして、共
同相続人の間で話し合ひがつかないで、
家庭裁判所へかへり行つたとしても、
家庭裁判所におきましては具体的な
な事実を考へまして、どうしてもこれ
は一人に相続せしむることが不相当で
ある、こういう判断に達します場合に
は、この家庭裁判所におきましては、
農業資産相続人を選定しないといふこ
ともあるわけでありまして、兄弟の一人
がびつこで……、びつこといふ何で
すけれども、生活能力がなくて、何ら

かそこは親の残した遺産のうちから見
なくてはいかぬじやないか。これは兄
弟が仲がよければ問題はありませんけ
れども、かりに先妻の子供としからざ
ります子供というやうな、複雑な事情がこ
ざりますれば、これは家庭裁判所は適
当な、と申しますか、一人を農業資産
相続人に決定をしないで、適当な分割
等について調停をいたす、こういう道
もあるわけでありまして。

○寺崎委員 私は実例をもつて申し上げ
ましたのは、農家で二人か三人の男
の子が、同じうちで農業の耕作に従事
しておつた場合、たつた一人の相続人
に限定されたとき、あとの二人の生活
様式を尋ねたわけでありまして。今ま
での農業形態であります場合には、お
よその子供は百姓をさせよう、この子
供は給料取りにしよう、これはどうい
う商賣をさせようといふやうなことで
行きましたけれども、現在供出制度で
あり、供出の價格の面においては、も
うすでに十分な教育をさせることもで
きないし、商賣をさせればその資本金
も出すことができないといふやうな農
村の現状にありまして、ただ農業
相続者だけは最低の生活が営まれるけ
れども、ほかの兄弟に対しての生活の
様式が考へられないといふ場合には、
どうしたらよいかといふことを考へて
おるのであります。私はこの法案と同
時に、そういうやうな場合の救済方法
ももう一つ考へていただかぬことには、
今後の農村といふものは今のやうな
状態ではやつて行けない。資本金も持
たない、学資金も持たないといふやう
な農村においては、やはり共同生活の
形式をとるかもしれない。そういう場
合にいかなる判定をされるか、いかな

裁判の判決を見るか。私はこの法律は悪いとは申しません。農村の細分化を防ぐためのもので、悪いとは申しませんが、それでも、そういう面のことを考えた上でこの法律をつくらないことはできない、こういうことを考えるわけであり、その点についてどうお考えになりますか。

○山添政府委員 これは非常に悲観的な場合を想定してみますれば、私も聞いておりますのは、支那の相続制度等にあるわけですが、徹底した分割相続をやっております。しかし農業経営というものは、経営上そう分割はできない、そこで今お話になりますように、ともかく家族が大勢集つた共同ということになるわけであり、これは日本の社会といたしましては、そういう大家族制度というものはない、くくずれて来る、これは現在においても、たとえば茨城縣の一部にも大家族制度がありますようにありますが、年々ともにくずれて行くのは当然であると思うのであります。結局國全体としていかに就職の機会を増加するかという問題であります。國全体の就職の機会を増加いたしますのは、これはやはり貿易を中心として経済を回復し、また拡大して行くには道はない。その要件をいたしまして、農村が農業生産力が高いこと、農村が非常に國民経済上高い生産費で、全体の経済のコスト低下というところに重荷になつておるというように、農業生産の合理化、またコストの低下というものは、長い目で見て、廣い目で見ますと、これまた國民一般としての就職の機会を増加するゆえんであると考えます。

○寺崎委員 もう一点だけ、くどいようでございますが、ただいま失業救済とあるいは定員法による首切りの問題に反対であるとかいうこともありますが、農村においてはそういうこともなかつたから、今まで農林省でお調べになつたものに対しては、あるいは農業資産は分割すべからずというものが絶対多数であつたという表をおいたとき、おつたのであります。これは長男の場合は、長男はそれがもらえるものだという見解において、そういう回答をしたものだと思うわけであり、私はその相続者以外の立場の生活を考えるわけでありまして、もし分割しないというこの法律が通つた場合は、そのほかの者に対しての生活はいかにするかと、これを、政府はどう考へておられるか、それをお伺いしたいのであります。

○山添政府委員 これは、もし農家の家族がその農業経営の中にどこもつて、外に出る機会がないのだという想定をとりますれば、これは共同生活をいたすよりほかに道はないのでありますけれども、そういうことが望ましくないので、これは申すまでもないものであります。政府といわず國民といわす、でき得る限り求職年齢に達した人口に対して、職を得る機会を増加することは、これは刻下最大の問題であるわけでありまして、ひとりこれを農業の内部だけで問題をなめようとするのは、本来むりであると思つております。

○深澤委員 大体農業資産の特例というものでありますから、民法の原則の相続均分制というもののうちにおいて、特に一部に特例を設けるといふのが、

本法の趣旨だと思ひますが、しかし實際を考へて見ますと、日本の農村人口は、大体全人口の半ばに達しておるのであり、その全人口の半ばに達している農村の人々に関係する間で容あつて、民法の特例としてはあまりにその影響が大きすぎるという立場から、この特例といふ法案の内容に一致しないではないかといふうぐあひに、私はまず第一に考へるのであります。従つてこの法案が通過いたしますと、實質上には旧民法の長子相続の問題が復活するといふ結果になりまして、これは民法を改正した意義をなさないような結果になるのではないかと、こういうううに考へることが第一点であります。

その次の問題といたしましては、現在日本の農業が非常に零細農家であるといふことは、これは間違いないのであります。これを細分化することに対しては、それ自体事情に即しないと思つております。しかしその場合、憲法違反の建前をカバーするために、一人の相続人をきめて、他の相続人に對してはこれを金で分けることとしまして、しかしそこに問題があるのであります。非常に古くから大きな家に入つておつて、それが一人の相続人に決定されて、五人兄弟があつた場合には、ほかの四名に対しては金で分配しなくちやならない。その場合にその家をどういううぐあひに評價いたしますか、現在の時價で評價いたしますと分配するとして、おそろくその相続人は金の心配をしなればならないと思ふのであります。農家は大きい家を持つておりまして、金を持つていない、そういうううなことに、よりまして、結局その農業資産を相続する場合

に、農村においていざこざを起す原因をつくることになるのではないかと、こいうことが第二点であります。

第三点といたしましては、今まで民法の均分相続制が実施されたといひましたが、実情に應じておいて、お互に兄弟の間で円満に問題を解決したという、相続放棄が行われておる、お互に法律が施行されて、いよ／＼法律によつて一人の者に財産権を集中して、お前たちには権利がないのだといふことになる、かえつて農村における紛糾が起る、これをわれ／＼は心配するのであります。この点に對してどういううぐあひに考へるか。この三點についてお伺いしたいと思ひます。

○山添政府委員 この法律が適用されます戸数はかなり多いわけであり、また、最もしては、なるほど例外として、非常な多いのであります。しかし例外ではございませんけれども、先ほど民事局長から御説明がありましたように、民法の均分相続の趣旨にも十分即應している内容をもつてゐるのであります。本質的に民法と違つたことをやつてゐるわけでも何でもないものであります。

それから、家等が大きいような場合に金に困るのやなからうか、こいう御質問であります。これも第十二條等をござんくださいますとわかるように、兄弟の中で話合をして、円滑に話をつけるといふのが建前でござい

ます。しかして評價の問題は、収益價格を基礎にいたしております。農業経営の安定を阻害しないように、兄弟の中で十分話合をして、いいところを話をつける、こいう趣旨であります。し

かしながら將來を考へますと、どうしても分割して拂うといふようなことでは、少くとも分配にあずかる人の方面では、きわめて不満足であるといふ場合が起つて来るわけであり、こいうううな場合に、やはり國家的に金融をする施設は、当然必要だと考へてゐるわけであり、しかし現在極力購買力が増加することを防ぐ、すなわちインフレーションを抑制するといふ見地から、こいう措置をとることは困難であります。將來状況がかわつて参りますれば、金融措置はぜひとも國家の施設として必要であると存じております。

それから、争いを刺激するかいなかと、こいつにきましては、先ほど山村さんの御質問もあつたのであります。が、現在均分相続によるこの民法が施行されているこの事柄をお考へを願ひたいのであります。この法律を出したところで、これは物事を一層合理的に処理しようといふことであります。この法律によつて農業経営の要求として、争ひがあるとかないか、こいうことが根本になると、これはやはり均分相続が行われているこの事実を前提にして、物事を考へなければいけない、やないか、かように思ふのであります。

○深澤委員 中央の官廳におられる方々は、非常に物事を簡単に考へられ、家庭裁判所等においてこれはいくら行くだらうといふうぐあひにお考へになつてゐる。ところが農村の事情と申しますものは、大体はその村において、あ

るいはその所において民主的に解決し

てゐる。家庭裁判所あるいは調停裁判

所というようにどこに出るときは、

法律的にいえば大したことに考えられ

ないけれども、實際農民は、そこへ行

くときはもう最後である、ここまで持

ち出さなくてもよろしいやないかと

いうのが今日の農民の事情でありま

す。もちろんそれは、日本の農民が法

律的に遅れていることも事実でありま

しょうが、農村の事情をいたしまして

は、そういう裁判の機関にかけてこ

うした問題を解決するということは、非

常に四角張つた、どうしようもない問

題を持ち込んで行くというのが通例で

あります。ところが法律の建前は、家

庭裁判所などを中心としてこの問題を

処理しようとお考えになつてゐる。そ

れは農村の事情から言つて、円くおさ

まることは非常に少いという経験をわ

れわれは持つておるのでございます

が、当局の方は、そういうことを非常

に簡単に考え過ぎておるといふぐあい

に考へるのでありますが、そういう点

はどういうぐあいに考へになつてお

りますか。

○山添政府委員　ただいまの深澤君の

御意見は、私もまったく同様に考へて

おるのであります。この法律ができま

しても、これはやはり家庭内のことで

ありますから、家庭内で十分相談す

る。そしてどうにも治まりがつかぬと

いうときに、初めて家庭裁判所に持ち

出すのが建前である。この法律として

必要なことだけ書いてありますから、

一概に條文の上で家庭裁判所というふ

うに出ますけれども、事實は深澤さん

のおつしやる通りでありますし、また

そういうことを私ども期待をいたして

おるのであります。

○深澤委員　もう一点だけ伺ひしま

す。この問題は農地調整法等とも非常

に密接な關係を持つて来るのでありま

すが、第二條における農業資産の内容

であります。この問題につきまして所

有権の問題等も入つておるようであり

ますが、この所有権の分割等も、それ

は一應この所有権が一人の者に相続さ

れるわけですが、それが分割される場

合耕作権はほかにある。所有権はその

相続人が今度は持つて、その所有権に

應じた分配を金でやらなくちやならぬ

という場合、その資産の評価はどうい

うぐあいに考へになるか。やはり

収益でよろしいとお考へになります

か。

○小笠原委員　それでは他に質疑は

ありませんか。――別に質疑はないよ

うでありますから、これにて質疑は終

局いたします。

引続き本案に対する討論に移りま

す。討論は通告順によつてこれを許し

ます。石井君。

○石井委員　農業資産相続特例法案に

つきまして日本社会党を代表して討論

をいたしますのであります。この法律は

農林省としましては、民法の均等相続

のもとにおいて農村の資産が分割さ

れ、農業経営がばらばらになり、どう

して農業経営を維持して行くかといふ

ことを非常に心配されて法律を立案さ

れたのであります。この意図するこ

ろにつきましては、いろ／＼とわれ

われとしてもこの点をくみとらないわ

けではないのであります。しかしなが

ら今の憲法は、御承知の通り、日本の

封建性を打破する長子相続制を打破す

るという大きな論点に立ちまして、憲

法制定をしたのであります。しかるに

この均等相続制が農村にどういふ影響

を與えたか、農業の細分化に対して農

民がいかに処置をして行くであらう

か、こういうようないろ／＼なる問題

が、まだ民法実施後非常に短い期間で

あり、何らこれらについてのいろ／＼

と農村の新しい、それらに対する対処

のしかた、あるいはそれによつて引起

されたいろ／＼の混乱、これらの問題

が何ら現実には提起されておらない。

つまり農林当局が心配をするような

いろ／＼なる問題についての解決点、ある

いは困難なる問題等が、いろ／＼とま

だ発生をしておらない。私は民法の制

定のときにおいては、法務委員として

参画したのであります。このとき

におきましても、法務委員の間に非常

に論議があつたのであります。しかし

自分といたしましては、この問題はほ

そらく農民がいろ／＼の立場から、一

つの大きな解決策を考慮するといふ、

また解決するため努力するであら

う。そういうふう考へて、さうに

先々までも取越し苦労しない。農民が

いろ／＼考へるところ、行き方等を見ま

して、そこでおもむろに立法をする

ということがいいのではないか。何から

何まで一々おせつかいをしてやるとい

うのでなく、自発的に、創意とくふう

のもとに解決点を求めるようにした

いいのではないかとしよう論議を

いたしまして、あの当時相続あるいは

遺言につきまして、何らかの項條を入

れようといふことについて反対をいた

したのであります。つまりまだいろ／

ろと新憲法の実施、民法の実施目浅く

ありまして、これに対するところの弊

害、あるいはこれに対するところの解

決策につきまして、いろ／＼と経験を

積まず、また実施を経ておらない。こ

ういふときにおきまして、こうしたら

ばよろしかろうといふだけの思ひつき

で、かような重大立法を制定すること

はいかがであらうか。もうしばらく実

際的な実証を見まして、その上に構

想を立てるべきが正しいのではなから

うかとまず考へるものである。

その次にこの問題は竹村委員、ある

いは吉川委員その他の方々からも質問

がありました。農業資産相続人とし

て指定された者はいいが、そのほかの

人々、あるいは長男であるかもしれない

ない、あるいは次男坊でもあるかもしれ

ない、これらの多数の家族がある。こ

ういふときに、それらの人の身の振り

方を考へないで、農業経営を保つこと

には努力するが、他のはみ出された

人々の問題を何ら考慮に入れて置かな

いといふことにつきまして、質問があ

つたのであります。この点について

の考慮がされないで、この法律が漫然

と制定されるということは、他日大き

な災いができるのではないかと考

えます。この点について農林当局にお

きましては、日本が貿易國家として発

展をする、あるいはその他日本の國が

將來成長して、農村の多くの子弟がそ

の方面に振向けられるといふことを仮

定いたしました。そういう希望のもと

にこの法律を立案されております。す

が、われ／＼の見るところにおきまし

ては、明治維新の方、人口の膨脹の

はけ口が、さいわいに日本の近代工業

の発展と相マツチいたしまして、人口

を吸収して行つたのであります。しか

しながら大東亞戦争を契機としたとこ

ろの日本の戦争の敗北、これらにおき

まして、日本の近代工業的な発展とい

うものは一應頭を打つたといふような

形に來ておるのであります。明治維新の方

六十年の日本のあの発展の夢を、あの

発展のはなやかさを追つて、こうい

うことがこの日本においてはまたある

であらうといふ建前の上には、農村人口問

題、相続問題を考へることは、非常に

危険があるのではなからうかと考へる

のであります。はなはだ遺憾でありま

すが、支那におきましては中共の勢

力が満州方面、またその勢力のもとに

朝鮮もさうなことであります。日本の貿

易國家としての將來の建前は、非常に

幅が狭くなつて來ておる。こういう状

況を考へるときにおいては、むしろ農

村に多くの子弟が逆もどりする状況に

なるのではなからうかと考へられるの

であります。こういうようなときに、

これらの多くの農村人口あるいは日本

におけるところの人口を、どう処理す

るかといふところの一つの建前なくし

て、一局部だけの解決策を考へるとい

うことは、はなはだ政治としてしま

うこと、また大きな立法として問題に

のじやなからうかと、われ／＼は考へ

るのであります。これだけの大きな

立法は、その農村人口、日本の人口の

にらみ合せと、並びに日本の經濟の発

展過程といふような國際的なにらみ合

せ、それらも考へていたさなければな

らない。こういうことについて何らの

構想、何らの考へも練らずに、木に竹

をついだごとく局部療法的なこの立法

をされたことは、はなはだ當を得ない

ものであつて、もう少し大きな構想、

大きな基礎がつくらね、その上に問題

の解決がせらるべき問題ではなから

うかと思ふのであります。

もう一点、いつも論じられておりますが、一番われ／＼が心配しているのは、この農業資産の指定であります。この指定がまた簡単に取消される。つまり被相続人に農業資産の相続すべき者の指定の活殺自在の権があるという問題であります。これは新憲法のもとにおいて、その財産が、農業経営が被相続人のものにあるもの、自分の財産権であるから、與えようと與えまいと自由自在であるという意味において、この指定を取消すのも指定するの自由だという構想のもとに出た。それを当局としては、善意をもつて解釈しているようである。そういう指定というものは漫然としないで、自分の家の農業経営の実態とにらみ合せてやるであらうから、指定したりまた取消したりして、家をもむようなことはあるまい。こういうふうな当局では、その点については善意をもつて定めているようでありすが、われ／＼が最近農村において問題にし、心配しているのは、過日も質問したように、農村におきましては長男が一番早く嫁をとるのであります。大体長男が農業経営の責任者になる。ところがあとの子弟の行くはけ口がないという状況におきまして、一番問題になるのは嫁をもらうと非常に嫁いびりが多い。そしてこれをめぐつて家庭の争いが多いということでもあります。そこで二男でも三男でも、あるいは姉妹というようなものは、嫁に行くについて／＼と親に注文がある。冠婚葬祭等について／＼の経費を要する。こういう実態がどこの家庭にも現われているというのが、今の農村の各家庭の事情である。

（委員長退席、松浦委員長代理着席）
こういうときにおきまして、農村の経営は困難になつて来る。しかし冠婚葬祭の費用等はふえて来ている。そこで親とすれば、なるべく経費をかけて嫁にやりたい。家の農業経営の責任を将来持つべき立場にある者は、さうなことがよつて経費を使うのは、自分が一生他の者のために奴隷的な地位に追い込まれる。これをかれこれ言ふと、嫁等をめぐつて家がめぐる。そういう場合に、この指定権をめぐり、お父さんがだれでも指定ができるのだというのをめぐつて、相当大きな争いのできるのではなからうかと考えているわけでありすが、均分相続でありすけれども、幸い今の民法を國民は了解しないから争いは起らないと言われしておりますが、多くの身上をわけてしまつてもしかたがないからというので、均分相続の民法が相続の法則によつてあまり実施せられないと思ひますが、今後この法律等もよく知られて来まして、そういう家庭環境、経済環境のもとにおきましては、非常に多くの問題が発生するのではなからうかと思ひます。おそろくこれら指定権の自由性をめぐつて非常に争ひのできるのではなからうかと心配するのであります。こういう点をめぐりまして考へるときに、非常にこの法律は当局の誠意と善意があるのにもかからず、將來において多くの混乱を招くような形が発生しようと思ふ。今われ／＼といたしまして一番大きな考へ方は、農業の経営を早く子供に渡す、だれか適任者があつたならばそれを渡してしまつて、冠婚葬祭を簡易化させることが、農民の負担を軽くするということがあつて、こういうふうにしてある既成事

実、ある具体事実をつくつて争ひの余地なからしめるようにして、その上に農業の経営問題、他の子弟の身のふり方を考へて行くことが、何よりも必要ではないか。こういうような行き方、考へ方をつくつて、その上に足らざるところがあつたならば、立法の措置に及ぶというのが適當ではなからうかと考へるのであります。法律をつくりまして、これでも十分だと考へますれば、意図するところと非常に違つた結果が出て来ると考へているわけでありすが、日本社会党といたしましては、まだ新憲法の実施後日浅く、新民法の実施もまだ日浅い。日本の経済における農村の変化も非常に大きい。また農村におけるところの冠婚葬祭等の／＼な問題をめぐつて、農村はどうかあるべきかというところの研究点が多い。これらをしばらく研究し、資料を集めまして、その基礎の上に日本の人口のあり方という点も含めた、大きな構想の上にかような立法をなすべきだと思ひます。小手先のな木に竹をついだやうな忙ししい立法では事を仕損ずるのではなからうか、かような見地に立ちまして、本法案は当局の善意は十分にくみとりますが、反対をせざるを得ない次第であります。

○松浦委員長代理 次は坂本實君、坂本君、簡潔に願ひます。
○坂本（實）委員 ただいま議題に相なりました農業資産相続特例法案につきまして、民主自由党を代表し賛成の意見を申し述べたものであります。御承知のように、わが國農業の経営規模はいたつて零細でありまして、農家の人口構成と考へ合せました場合に、いわゆる適正規模に比ばまして非常に低位にあるのであります。しかも終戦後均分相続制度の実施に伴ひまして、この傾向はますます助長されるおそれがあるのであります。本法案はかつて第一國會に提案されたものであります。當時は経済状態が非常に不安定でありまして、また憲法違反の疑いもあつて審議未了に終つたのであります。近來経済も安定に向ひましたし、また憲法違反の箇所も修正されて再び提案されたものであります。このたびの法案を通観いたしますとき、立法論的には／＼な不備もあるようでありすが、しかしこの法律は民法の原則をくつがえす強行法規ではありませんし、一定の相続者の基準を定めただけのものでありますので、必ずしも憲法違反論は成立いたさないように思われます。またこの法律によりましては、必ずしも経営の細分化を全面的に防止することは、おそろく不可能でありまして、そこでこの問題は、むしろ経済政策一般の問題にも関連して解決されるべきでありまして、今後ともわれ／＼の努力を要請される問題点であり、なかつくこの法律によつて、農業資産相続人以外の者の求償権に基つて資産の点については、別途に解決の方法を発見すべきで、この点政府の善処を要望する次第であります。以上を希望しまして、私は賛成の意見を申し述べた次第であります。

○松浦委員長代理 次は竹村奈良一郎君。坂本君同様簡潔に願ひます。
○竹村委員 私は日本共産党を代表いたしまして、本案に反対するものであります。本案の骨子をなすものは、農業資産の細分化を防ぐということがその骨子でありますけれども、今日土地の細分化されている状況というものは、先ほどから言われておりますように一片の法律によつてこれを食ひとめることはでき得ない状態になつておるのであります。御承知のように、それには今日のいわゆる農業のあり方、農業の経営が立ち行かないところに問題があるのであります。日本全國に行わたれているところの土地放棄の現実等を考へてみましても、この農業、いわゆる耕地というものは、その農業経営の成立たないところにあるのであります。しかもそれをいひ隠すごとくに、この一片の法律によつて、あたかも農業資産を守るがごとく幻想を與へ、しかも一方においては、昔の旧憲法にあるがごとく、いわゆる家長制度の復活を目ざすのであります。しかも新憲法におきましては、いわゆる十四條並びに二十四條二項の違反であることは、われ／＼がこれに対してとやかく言うよりも、すでにこれは一般憲法学者が指摘しているところでありすが、しかもその上、この法律によつて残されたところの相続しない人々、いわゆる農家のたえて言うところの二男、三男坊といふものは、今日の社会情勢下におきまして、いわゆる潜在的な農村失業者としての人々である。この人々に対するところの何らの施設も講ぜられていない。しかも当局の弁明によるならば、あるいはこれが対外貿易とか、あるいは農村工業とかによつて救済する道があるがごとき答弁でありますけれども、今日のいわゆる政府の施策をもつてしては、何らこういう失業対策がない場合におきましては、その人々の生活と

いうものをいかにすべきかという点については、はなはだ遺憾の点が多いのであります。私はこういういふ一々な観点から申しまして、この政策こそは從來から、また現在の政府が考えております、一方においては、労働組合法を改悪して労働階級を抑え、一方においてはこういう法案とあとに出て来るであろうところのいわゆる食糧確保臨時措置法等をもつて農民大衆を抑えつけることによつて、日本におけるところの、いわゆるファッショ的な家長制度を基礎とするところの地主的な温存方策をとり、しかも終らないところの農地改革を、あたかも完了したかのとき幻想を興えて、今日の農村経済が安定しているといふがごときもに、この法案を提出されることに對しまして、私は絶対反対の意を表明するものであります。

○松浦委員長代理 寺島隆太郎君。

○寺島委員 私は民主党與黨派を代表いたしまして、若干の所懐を付して本案に賛成をいたしたいと思ふものであります。政府が本案に企図いたしておりますところのものは、申すまでもなく土地細分化を防止したいという点でございまして、この点につきましては、すでに第一次吉田内閣において、かの第二次土地開放が行われた際におきまして、たとえば家産法等の制定によつて耕地細分化を防止する意図なきやというような、格段の質疑が當時から行われた問題であり、憲法違反等の問題につきましても、随所にその意見がまとまつて来ております今日の段階において、ひるがえつて一方において、農民解放令以來急激な土地細分化の傾向に拍車をかけております

す現段階において、何といたしまして、この土地の細分化を防止しなければならぬという点から考へて、また世界各國の土地政策のあり方から考へて、これはむしろ妥當なる立法であると考えるのであります。ただこの上に立つて、私は日本の農地の所有形態をめぐつて、そこに特に御研究を將來にわたつてお願いをいたしたい点は、日本の土地の所有形態は、あたかもおけであれば底のないおけのようなものであります。アジア式生産様式という脆弱きまわりなきわが國の零細農家に対して、當然考へられなければならぬ問題は、最低程度の土地の所有面積をリザーブすること、土地の所有面積を最低限度確保するという措置が講ぜられなければならない、いかに本法のごとき法律、まだ各般の經濟政策を裏打ちいたして参りましても、土地細分化の傾向は防ぎ得られない問題でございまして、むしろ近い將來において、抜本的に農地の所有面積を保障するというような措置を、あらゆる忍苦と、あらゆる艱難のいばらを踏み越えて、われわれは用意しなければならぬ問題であると思ふのであります。日本の耕作農民のために、この用意が農林省とわれわれの間に、近い將來において持たれるであろうことを冷徹に期待いたしまして、これが私が賛成するゆゑんの第一点。次にもう一つ申し上げたいことは、ただいまの山添局長のお言葉の中において、加工貿易國家として志向いたす日本の將來において、当然くずれ落ちるであろうところの農村プロレタリアートの姿は、この加工貿易國家としての雇用量の中に、繰入れるであらうという御所論に承つてお

るのであります。が、もちろんこれは一國の國策として當然あらねばならない姿ではございまいし、やうけれども、すでに集中生産等の姿をとりまして、あなたが現におやりになつておる農村工業の一つの工場、一つの作業場に、みしめしという音をたてて轉落いたしつゝある現実の姿をよくお考えになつて、わずかに農林當局としては、積極的の面に対しても、十分なる施策を考へられますとともに、農業政策の一環として土地なき農民、すなわち農村プロレタリアートに対する斬新にして適切な措置を、早急に裏打ちせられんことを、これまた農林省當局とわれわれの努力のかたに結晶せしめたいといふ二点を希望いたしまして、原案に賛成するものであります。(拍手)

○松浦委員長代理 吉川久衛君。

○吉川委員 私は新政治協談會の立場から本案に賛成するものであります。先ほどの農政局長の御説明にもあつたのであります。が、社會黨の御意見のよきに、時期尚早論を唱へる方も相当あるものであります。ただいまの日本の農村は、今回の農地改革によりましていやはじめにも零細化されてしまつたのであります。そして農地の現状は、民法に規定された均分相続の制度はございまいが、おそらく相當な期間はこれば空文のような状態に置かれるであらうと思ひます。そういうことが尙早論の出る原因ではなからうかと思ふのであります。が、しかしそうかといつて、すべてがそういう状態であるわけではございませんので、いかなる場合にも、より零細化されんとする場合にこれを防止するところの必要から、こ

のような法律案が上程されたのであるといふように解釈せざるを得ないのであります。ただ問題は、いやはじめにも零細化される日本のこの農業經營を、何とかして採算のとれる一本立ちのできるように農業として維持して行くためには、ただいまの農村の人口の増加率等から考へますと、近い將來においてゆゆしき問題が発生するのではなからうかと思ふのであります。この法律の裏づけには、あくまでもさうな問題を解決するところの具体的な施策が考へられていなければならぬのであります。が、それらについては農政局長の御説明によりまして、まことに心細い状態にあるのであります。平和的な殖民問題とか移民問題とか、あるいはまた農地の創設とか、あるいは狭い土地からより高度の生産性を持つような積極的な施策をお考えになると、あるいはまたもう少し啓蒙宣傳を強化徹底されたいといふような問題について、予算的な強い施策を續いてお考えいただくといふことなしては、せつかつくつたこの法律は、空文にひとしいものになることをおそれるのであります。どうかさういふ点に政府は十分御留意いただきまして、このせつかつくられた法律の生きて行くような御努力を要請いたしまして、本案に賛成するものであります。

○松浦委員長代理 他に討論の通告はございせんから、これにて討論は終局いたしました。

引續き本案に対する採決に移ります。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松浦委員長代理 起立多数、よつて

本案は原案通り可決いたしました。なおこの際報告書の件についてお諮りいたしますが、これは先例によりまして委員長に一任を願ひたいと思ひます。御異議ございせんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○松浦委員長代理 御異議なしと認めます。それではさうにとりからはからいます。

○坂本(實)委員 この際日程を追加し、農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律案の審査に入られんことを望みます。

○松浦委員長代理 ただいまの坂本君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○松浦委員長代理 御異議なしと認めます。それでは農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律案を議題とし、提出者の提案理由の説明を求めます。

農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律案
右成規により發議する。
昭和二十四年五月十八日
發議者

楠見 義男 大島農夫雄
門田 定藏 羽生 三七
北村 一男 柴田 政次
平沼彌太郎 石川 準吉
高橋 啓 星 一
赤澤 與仁 加賀 操
徳川 宗敬 藤野 繁雄
山崎 恒 板野 勝次
池田 恒雄 國井 淳一
岡村文四郎
參議院議長松平恒雄殿

農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律

(産業組合からの資産の譲受等)

第一條 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)その他協同組織の発達を図ることを目的とする法律により設立された農業協同組合その他の組合(産業組合を除く。以下組合という。)で産業組合の組合員たる者の全部又は一部をその組合員として、且つ、その産業組合の事業と同種の事業を行うことを目的とするものは、行政廳の認可を受けて、その産業組合に對し、その資産の譲受又は資産の譲受及び債務の引受に関する協議を求めることができる。

2 前項の規定により譲り受ける資産の額のその産業組合の資産の総額に對する割合は、その産業組合の組合員の持分の総額のうち、同項の認可を受けた組合の組合員たる者がその産業組合の組合員として有する持分の額の占める割合をこえることができない。

3 前項の規定の適用については、持分の額は、第一項の認可があつた時以前でこれに最も近い時において、その産業組合の定款の定めるところにより算定された持分の額による。

4 第一項の場合において、協議をすることができず、又は協議がととのわなるときは、同項の認可を受けた組合は、行政廳に對し、裁定を申請することができる。

5 前項の申請があつたときは、行政廳は、遅滞なく、当事者の意見をきいて、裁定をしなければならない。

6 前項の裁定は、その申請の範囲をこえることができない。

7 第五項の裁定があつたときは、その裁定のあつた日に、その裁定の定めるところにより、当事者間に、協議がととのつたものとみなす。

8 行政廳は、第五項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

9 第五項の裁定に定める対價について不服のある者は、訴をもつて、その金額の増額を請求することができる。但し、前項の通知を受けた日から三箇月を経過したときは、この限りでない。

10 第一項の認可の取消又は第五項の裁定の取消若しくは変更を求め訴は、その認可を受けた日又は第八項の通知を受けた日から三箇月を経過したときは、提起することができない。

(産業組合連合会からの資産の譲受等)

第二條 前條第一項に規定する法律により設立された農業協同組合連合会その他の連合会(産業組合連合会を除く。以下連合会という。)は、行政廳の認可を受け、左の各号の定めるところにより、産業組合連合会に對し、その資産の譲受又は資産の譲受及び債務の引受に関する協議を求めることができる。

一 産業組合連合会の会員たる者の全部又は一部をその会員とし、且つ、その産業組合連合会の事業と同種の事業を行うことを目的とする連合会にあつては、その産業組合連合会

の事業と同種の事業を行うことを目的とする連合会にあつては、その産業組合連合会

二 前條の規定により産業組合から資産の譲受又は資産の譲受及び債務の引受をした組合を会員とし、且つ、その産業組合を会員とする産業組合連合会の事業と同種の事業を行うことを目的とする連合会にあつては、その産業組合連合会

三 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第四百四條の規定により産業組合から消費生活協同組合となつた組合を会員とし、且つ、その産業組合を会員とした産業組合連合会の事業と同種の事業を行うことを目的とする連合会にあつては、その産業組合連合会

四 消費生活協同組合法第六條の規定により産業組合から市街地信用組合となつた後において更に前條第一項に規定する他の法律により市街地信用組合でない組合となつたものを会員とし、且つ、その産業組合を会員とした産業組合連合会の事業と同種の事業を行うことを目的とする連合会にあつては、その産業組合連合会

2 前項(第二号を除く。)の場合には、前條第二項から第十項までの規定を準用する。この場合において、同條第二項中「前項」とあり、同條第三項、第四項及び第十項中「第一項」とあるのは、「第二條第一項」と、同條第二項から第四項までの規定中「産業組合」とあるのは「産業組合連合会」とあるものとする。

3 第一項第二号の規定により連合会が産業組合連合会から譲り受ける資産の額のその産業組合連合会の資産の総額に對する割合は、その産業組合連合会の組合員たる者の持分の額のうち、同項の認可を受けた組合の組合員たる者がその産業組合連合会の組合員として有する持分の額の占める割合をこえることができない。

4 第一項第二号の場合には、前條第三項から第十項までの規定を準用する。この場合において、同條第三項、第四項及び第十項中「第一項」とあるのは、「第二條第一項」と、同條第三項中「前項」とあるのは「第二條第三項」と、「産業組合」とあるのは「産業組合連合会」と、同條第四項中「組合」とあるのは「連合会」と読み替へるものとする。

(有價証券移轉税及び地方税の免除)

第三條 組合又は連合会が第一條又は前條の規定による資産の譲受により有價証券を取得する場合に、有價証券移轉税を課さない。

2 地方公共団体は、前項の資産の譲受により財産を取得する場合に、地方税を課することができる。

業組合連合会」と、「組合員」とあるのは「会員」と、「組合」とあるのは「連合会」と読み替へるものとする。

3 第一項第二号の規定により連合会が産業組合連合会から譲り受ける資産の額のその産業組合連合会の資産の総額に對する割合は、その産業組合連合会の組合員たる者の持分の額のうち、同項の認可を受けた組合の組合員たる者がその産業組合連合会の組合員として有する持分の額の占める割合をこえることができない。

4 第一項第二号の場合には、前條第三項から第十項までの規定を準用する。この場合において、同條第三項、第四項及び第十項中「第一項」とあるのは、「第二條第一項」と、同條第三項中「前項」とあるのは「第二條第三項」と、「産業組合」とあるのは「産業組合連合会」と、同條第四項中「組合」とあるのは「連合会」と読み替へるものとする。

(有價証券移轉税及び地方税の免除)

第三條 組合又は連合会が第一條又は前條の規定による資産の譲受により有價証券を取得する場合に、有價証券移轉税を課さない。

2 地方公共団体は、前項の資産の譲受により財産を取得する場合に、地方税を課することができる。

3 消費生活協同組合法第四百四條又は第四百六條の規定により産業組合から消費生活協同組合となつた組合がその産業組合の財産を承継する場合には、前二項の規定を準用する。

(登録税の軽減)

第四條 組合又は連合会が第一條又は第二條の規定により譲り受けた不動産又は船舶に関する権利の取得につき登記を受けるときは、その登録税の額は、不動産又は船舶の價格の千分の四とする。但し、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)により算出した登録税の額がこの法律により算出した税額より少いときは、その額による。

2 前項の不動産又は船舶の價格は、産業組合又は産業組合連合会の譲渡直前の帳簿價格による。

3 消費生活協同組合法第四百四條の規定により産業組合から消費生活協同組合となつた組合がその産業組合から承継した不動産又は船舶に関する権利の取得につき登記を受ける場合には、前二項の規定を準用する。

3 消費生活協同組合法第四百四條又は第四百六條の規定により産業組合から消費生活協同組合又は市街地信用組合となつた組合がその産業組合の財産を承継する場合には、前二項の規定を準用する。

(登録税の軽減)

第四條 組合又は連合会が第一條又は第二條の規定により譲り受けた不動産又は船舶に関する権利の取得につき登記を受けるときは、その登録税の額は、不動産又は船舶の價格の千分の四とする。但し、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)により算出した登録税の額がこの法律により算出した税額より少いときは、その額による。

2 前項の不動産又は船舶の價格は、産業組合又は産業組合連合会の譲渡直前の帳簿價格による。

3 消費生活協同組合法第四百四條の規定により産業組合から消費生活協同組合となつた組合がその産業組合から承継した不動産又は船舶に関する権利の取得につき登記を受ける場合には、前二項の規定を準用する。

4 消費生活協同組合法第六條の規定により産業組合から市街地信用組合となつた組合がその産業組合から承継した不動産に関する権利の取得につき登記を受ける場合には、前二項の規定を準用する。

(所管行政廳)

第五條 第一條及び第二條中行政廳とあるのは、第一條又は第二條の規定により協議を求める産業組合又は産業組合連合会の区域が都道

府縣又は特別市の区域をこえる場合にあっては農林大臣、その他の場合にあっては都道府縣知事又は特別市の市長とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第三條及び第四號の規定は、この法律施行の日前に消費生活協同組合法第四條又は第六條の規定により産業組合から消費生活協同組合又は市街地信用組合となつた組合がその産業組合から承継した財産についても、適用する。

○石川参議院議員 たいだいま議題となりましたところの農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律案につきまして、提案者を代表してその理由を御説明申し上げます。

この法律の要旨は大体次の二点に盡きるのであります。その第一点は、御承知のように、昨年消費生活協同組合法が制定されたのでありますが、この法律によりまして、現存の産業組合または産業組合連合会は法律施行の日から二箇年後、すなわち昭和二十五年九月三十日以後において、法律上当然解散されることになるのであります。従いまして現存の産業組合はこの期間内に移行するものもありましようし、または消費生活協同組合法によりまして、消費生活協同組合になるものもありましよう。また同法によりまして市街地信用組合というものに移行するものもあると思ふのであります。でありますから、いずれにいたしましても、この二箇年間に過ぎましていずれかのそれだけの他の法律に基づく協同組

織体に移行するものと考えるのであります。ところがこの他の法律に基づくこれらの協同組織体は、解散いたしましたから産業組合の資産の承継につきまして、解散後でなければその財産の譲渡を請求することができないことになつておるのであります。これでは産業組合が解散いたします場合におきまして、その資産の処分は非常な支障を來しますので、産業組合あるいは産業組合連合会が解散前におきましても、これらの承継を受くべき團體がこの産業組合並びに産業組合連合会に對しまして、その資産の処分について協議をなし得ることといたしたいと思ひまして、なおかつその処分の方法を明確にいたしたい、かように考えたのが第一点であります。

第二点は、これはかつて農業会から農業協同組合あるいは、農業協同組合連合会に移行する場合の財産の処分に關しまして、課税の問題がございまして、あれと同じであります。今回も現存の産業組合が解散いたしまして、新しい組織体にかわるわけでありまして、その組織体はたゞと名称がかわつておりましても、これを構成しますところの構成員個人はまつたく同一であります。従いましてこの同一の構成員を持つておりますところの組織体に對しまして、資産の承継にあたつて税を課すといふことは、はなはだ不適当と思ふのであります。たいだいま申し上げたように、これはすでに農業会が解散する場合の先例がありますので、その先例にならうとして、これとまつたく同様に、すなわち有價証券移轉税及び地方税はこれを免除する。そうして登録税につきましては千分の四に輕

減する、かういふような点を規定いたしたいのであります。

以上は本法案の提案趣旨でございますが、参議院におきましてはその必要性を認めまして、各派共同の提案といたしまして、委員会の省略を要求いたして提案した次第であります。何とぞ衆議院におきましても、各位の御賛成をお願いいたしまして、無事通過できますようにお骨折りをお願い申し上げます。

○松浦委員長代理 これにて提出者の提案理由の説明は終りました。引続き質疑及び討論に入ります。

○坂本(實)委員 この際質疑及び討論を省略してただちに採決せられんことを望みます。

○松浦委員長代理 たいだいまの坂本君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松浦委員長代理 御異議なしと認めます。それではさうに決しました。

それでは本案に対する採決を行います。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○松浦委員長代理 起立総員、よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なおこの際報告書の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして委員長に御一任をお願いしたいと思います。が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松浦委員長代理 御異議なしと認めます。それではさうにとりかからいます。

○松浦委員長代理 それでは次に移ります。

○坂本(實)委員 この際日程を追加し、食糧品配給公團法の一部を改正する等の法律案の審査に入られんことを望みます。

○松浦委員長代理 たいだいまの坂本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松浦委員長代理 それでは食糧品配給公團法の一部を改正する等の法律案を議題とし、提出者の提案理由の説明を求めます。

食糧品配給公團法の一部を改正する等の法律案
右成規により発議する。
昭和二十四年五月十八日
發議者

藤野 繁雄	加賀 操
赤澤 與仁	徳川 宗敬
池田 恒雄	板野 勝次
楠見 義男	星 一
島村 軍次	木下 辰雄
門田 定藏	高橋 啓
國井 淳一	大島農夫雄
羽生 三七	寺尾 博
石川 準吉	岡村文四郎
山崎 恒	

参議院議長松平恒雄殿
食糧品配給公團法の一部を改正する等の法律

(食糧品配給公團法の改正)
第一條 食糧品配給公團法(昭和二十二年法律第二百一號)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「復興金融庫から借り入れるものとする。」を「借入金によることができる。」に改める。
第三十一條第一項中「昭和二十

四年七月一日」を「昭和二十五年四月一日」に改める。

(飼料配給公團法の改正)
第二條 飼料配給公團法(昭和二十二年法律第二百二號)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「復興金融庫から借り入れるものとする。」を「借入金によることができる。」に改める。

第三十二條第一項中「昭和二十四年七月一日」を「昭和二十五年四月一日」に改める。

(油糧配給公團法の改正)
第三條 油糧配給公團法(昭和二十二年法律第二百三號)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「一千万円」を「十五億一千万円」に改め、同條第三項中「復興金融庫から借り入れるものとする。」を「借入金によることができる。」に改める。

第三十一條第一項中「昭和二十四年七月一日」を「昭和二十五年四月一日」に改める。

(食糧管理法の改正)
第四條 食糧管理法(昭和十七年法律第四十號)の一部を次のように改正する。

第十六條第三項中「復興金融庫ヨリ之ヲ借入ルモノトス」を「借入金ニ依ルコトヲ得」に改める。

第二十條第一項中「昭和二十四年七月一日」を「昭和二十五年四月一日」に改める。

(肥料配給公團法の改正)
第五條 肥料配給公團令(昭和二十二年勅令第七十一號)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「復興金融金庫から借り入れるものとする。」を「借入金によることができる。」に改める。

第三十二條第一項中「昭和二十四年七月一日」を「昭和二十五年四月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○藤野参議院議員 ただいま議題となりました食糧品配給公團法の一部を改正する等の法律案につきまして、提案者を代表して提案の趣旨を御説明申し上げます。本法律案の要旨は大体次の三点にあるのであります。第一の点は、現存の農林関係配給公團、すなわち肥料配給公團、食糧配給公團、食料品配給公團、油糧配給公團及び飼料配給公團の五公團の存続期限を來年四月一日まで延期せんとするものであります。

第二の点は、各公團は現行法によりますれば、その運轉資金を、必要があるときは復興金融金庫から借り入れることになつておりますが、復興金融金庫の現状から見まして、これをひとり復興金融金庫に限定することは不適当でありますので、この制限を除かんとするものであります。

第三の点は、現行法では、油糧配給公團の基本金は一千万円でありましたが、油糧の生産及び輸入数量の増加と價格の値上りなどのため、取扱ひ金額が大幅に増大しております。反面資金操作はいよいよ困難を生じ、輸入代金の支拂いも不円滑を來すようになつて参りましたので、基本金を今回十五億円増

額せんとするものであります。この点につきましては、別に政府より油糧配給公團法の一部を改正する法律案が本院に提案せられておりますので、その点をこの法律案に織り込んだのであります。元來、農林関係配給公團につきましては、本年三月三十一日または四月一日をもつて期限が切れることになつておりましたが、その後の措置につきまして、方針が未定でありましたため、今國會の当初におきまして、政府の提案通り、一應その期限を本年七月一日まで延期することにいたしました。

しかし、その間に、政府におかれても、今後の方針について研究されることになつたのであります。農林委員会におきまして、独自の立場から検討を加へることとしたのであります。そこで、農林委員会といたしましては、特に、農林関係配給公團制度に関する小委員会を設け、不肖私がその委員長として、しばしば小委員会を開き、あるいは公團当局を、あるいは民間関係者を招きまして意見を聴取し、現在各公團で配給統制を行つてゐる各物資ごとに、今後引き続き統制を継続することの要否、配給統制を継続することの必要とする物資については、その最も適當な統制方式を検討し、一方公團方式を適當とする物資については、現行公團方式について改善すべき事項の調査を行い、また公團方式以外の統制方式を適當とする物資については、その統制方式及び各方式による配給統制実施上の諸條件などの要目に従つて、慎重に検討を加へ、特に現存各公團の統合については、いたずらに名目上の措置を避け、眞に実情に即した最も妥當な措置を講ずることを期し

て、慎重な審議を續けて参つたのであります。一方、政府におかれては、公團に関する今後の措置として種々研究せられた結果と思ひますが、現在の食糧品配給公團と油糧配給公團とを合併し、また食糧配給公團に飼料配給公團を吸収せしめることとし、これに伴う法律案として、五月十三日、食品配給公團法案を、また一昨日、食糧配給公團法案を本院に予備審査のため付託されたのであります。

しかるに、公團の問題は申し上げるまでもなく、関係するところがきわめて廣汎であり、かつ影響するところまはたはなほ重大であります。農林委員会におきましては、小委員会の眞摯な審議にもかかわらず、いまだ結論を得るに至りませんでした。しかしそのうちのことといたしました。しかしそのうち成案を得るまでの措置として、さしあたり現在の各公團をそのままに、一應來年四月一日まで延期するものがこの際とるべき策であるとの結論に達したので、これに必要な法律的措施として本法律案を提案することとしたのであります。以上が本法律案提出の趣旨であります。何とぞ皆さんの御賛同をお願いいたします。

○松浦委員長代理 これにて提出者の提案理由の説明は終了しました。引續いて質疑及び討論であります。都合によつてこれを延期いたします。暫時休憩いたします。

午後六時一分休憩
午後八時二十八分開議
○小笠原委員長 休憩前に引續いて会

議を開きます。食糧確保臨時措置法の一部を改正する法案を議題とし、政府の提案理由の説明を求めます。

食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案
食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律

食糧確保臨時措置法（昭和二十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項及び第三項を次のように改める。

2 第二十五條第一項の規定により地方農業調整委員会を置いた場合において前條第一項の指示を受けるときは、都道府県知事は、その指示に従ひ、当該区域については、前項の規定にかかわらず、都道府県農業調整委員会の議決を経て、当該地方農業調整委員会の区域に係る農業計画及びその実施に関し必要な事項を定め、且つ、これに従ひ、地方農業調整委員会の議決を経て当該区域内の市町村別の農業計画及びその実施に関し必要な事項を定め、これを当該市町村長に指示しなければならない。

3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、農林大臣の承認を受け、都道府県農業調整委員会の議決を経て、前條第一項に規定する難穀以外の難穀についての市町村別の農業計画及びその実施に関し必要な事項を定め、これを当該市町村長に指示することができる。

4 前項の場合には、第二項の規定

を準用する。

5 都道府県知事は、第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県農業調整委員会の議決を経たとき又は前四項の規定による指示をしたときは、遅滞なくその議決又は指示に係る農業計画を公表しなければならない。

第五條中「前條第一項又は第二項」を「前條」に改める。

第六條第一項中「当該農業計画について異議があるときは」の下に「都道府県知事の定める期間内に」を加へ、同項但書を削り、第三項中「第四條第一項又は第二項」を「第四條」に改め、同條中第七項を第八項とし、第七項として次の一項を加へる。

7 第二十五條第一項の規定により地方農業調整委員会を置いた場合において、前項の規定により都道府県農業調整委員会の議決を経ようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ当該地方農業調整委員会の議決を経なければならない。この場合において、当該議決に因つて第四條第二項（同條第四項において準用する場合を含む。）の規定により定められた当該地方農業調整委員会の区域に係る農業計画及びその実施に関し必要な事項の変更を生じないときは、都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、当該議決をもつて前項の規定による都道府県農業調整委員会の議決に替へることができる。

第七條第一項中「生産者に対し、」の下に「農林大臣の定める様式の書

を提出する。

面をもつて」を加え、同條第三項中「第八條第二項の規定による変更」を「第八條第二項又は第四項において準用する本條第一項の規定による変更の指示」に改め、同條第四項を削り、第五項を第四項とする。

(供出数量の変更)

第八條 農林大臣は、災害その他眞に止むを得ない事由に因つて都道府府縣別の農業計画において定められた数量の主要食糧農産物を供出することが困難になつたと認めるるとき、又は主要食糧農産物の需給の均衡を保持するため特に必要があることを認めるときは、作況等を考慮し、且つ、中央農業調整審議会及び都道府府縣知事の意見に基き、都道府府縣別の供出数量の変更及びその実施に關し必要な事項を定め、これを都道府府縣知事に指示することができる。

2 前項の規定による指示があつた場合には、第四條第一項、第二項及び第五項、第五條、第六條並びに第七條第一項及び第三項の規定を準用する。この場合において、第六條第二項中「二十日(第三項の場合)にあつては四十日」とあるのは「二十日(第三項の場合)にあつては二十日」と読み替へるものとする。

3 都道府府縣知事は、特に必要があることを認めるときは、第三條第一項又は本條第一項の規定により農林大臣の指示する都道府府縣別の農業計画又はその実施に關し必要な事項に変更を來さない場合に限り、農林大臣の承認を受け、且つ、都道府府縣農業調整委員会の議決を経

て、第四條(前項において準用する場合を含む。)の規定によつて指示した市町村別の供出数量(第六條第三項(前項において準用する場合を含む。))の規定により変更があつたときは、その変更後の供出数量)の変更及びその実施に關し必要な事項を定め、これを市町村長に指示することができる。

4 前項の規定による指示があつた場合には、第四條第五項、第五條、第六條並びに第七條第一項及び第三項の規定を準用する。この場合において、第六條第二項中「二十日(第三項の場合)にあつては四十日」とあるのは「二十日(第三項の場合)にあつては二十日」と読み替へるものとする。

5 都道府府縣知事は、第二項において準用する第四條第一項若しくは第二項の規定又は第三項の規定により指示をする場合において、供出数量の変更を受けない市町村があるときは、その旨を当該市町村長に指示しなければならない。

6 都道府府縣知事は、前項の規定による指示をしたときは、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

7 市町村長は、第五項の規定による指示があつたときは、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

8 前項の場合には第六條の規定を準用する。この場合において、同條第一項中「前條第一項の農業計画に係る生産者は、当該農業計画について」とあるのは「第八條第七項の規定により供出数量の変更を受けない旨の公表を受けた生産者は、これについて」と、第六條第

二項中「二十日(第三項の場合)にあつては四十日」とあるのは「二十日(第三項の場合)にあつては二十日」と読み替へるものとする。

第八條の次に次の一條を加える。

第八條の二 前條の規定により供出数量を増加するときは、食糧事情の許す限り、第七條第一項の規定による指示を受けた生産者が、当該農業計画において定められた生産数量をこえて生産した主要食糧農産物の一部を保有することができ、増加数量を定めなければならない。

第九條中「同條第五項」を「同條第四項」に改める。

第十一條第一項中「特に必要があることを認めるときは、」の下に「利害關係人の意見をきき、」を、「防護林の保全、」の下に「陰樹の伐採、」を加え、第五項として次の一項を加える。

5 第一項の規定により指示を受けた者が当該指示に従うことに因つて損失を受けたときは、その者の請求により、当該指示に因つて利益を受けた者は、市町村農業調整委員会が利害關係人の意見をきいて定めたところに従ひ、これを補償しなければならない。

第十七條第二項中「第八條第五項」を「第八條第二項、第四項若しくは第八項」に改める。

第二十四條中「第八條第五項」を「第八條第二項、第四項若しくは第八項」に、「第四條第一項若しくは第二項若しくは」を「第四條第一項から第四項まで又は」に改める。

第二十五條第一項を次のように改め、同條第三項中「当該区域内の市町村長で都道府府縣知事の指定する者」を「その他の者であつて都道府府縣知事の指定するもの」に改める。

都道府府縣知事は、必要があると認めるときは、区域を定めて地方農業調整委員会を置くことができる。

第二十六條中「第八條第五項」を「第八條第二項、第四項若しくは第八項」に、「第四條第一項若しくは第二項」を「第四條第一項から第四項まで」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○森國務大臣 食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由を申し上げます。

食糧確保臨時措置法は、食糧供出制度の根本的改善をはかるため第二回國會に提案し、法律として成立を見たものでありまして、今年産主要食糧農産物からこの法律に基き農業計画を各生産者に指示し、これにより今年産主要食糧農産物の生産及び供其の確保を期してしたのであります。が、昨年末経済九原則が公表され、日本経済の自立安定は、ひたすらこの線に沿つて努力に推進されることになつた結果、その最も重要な一環をしめる主要食糧農産物の集荷も従来の制度に改善を加え、その能率の向上をはからねばならぬ次第に相なつたのであります。

右九原則の具現化に當りましては、特に財政の實質的均衡と物價及び賃金の安定が、その根幹となるのであります。が、終戦以來の経験にかんがみまして、明らかに通り、経済全体の改善に

つきましては、食糧配給の確保が大きな基礎的な役割を持つてゐるのであります。から、この際急速に経済の自立安定をはからんとするならば、食糧配給は必ずこれを確保せねばならぬのであります。

終戦以來我國は食糧の不足を輸入食糧により補つて來てゐることは、今さら申し上げるまでもないことであります。が、今日わが國は配給所要量の約二割五分を輸入食糧に仰いでゐるのであります。そして今日までこれはすべて連合軍占領地救済基金により供給されてゐるのであります。われわれが自力で調達し得たものではないのであります。すなわちわれわれは、連合軍の絶大なる援助により、終戦以來今日まで國民生活の破綻を防止して參つて來たと云へるのであります。しかしながら、いつまでも連合軍の好意ある援助にのみするがことはできないのであります。から、われわれはこの際、その必要とする食糧を自力によつて最大限度に確保することについて、從來に増し一層の努力を傾けなければならないのであります。これがためには、まず國內食糧は可能な限り余すところなく集荷し、これを公平に配分するのが第一でありまして、その十分な実現をして後にこそ、初めて眞の不足量の輸入とができるのであります。また今後、食糧輸入に割くことが期待できるのであります。

現行の食糧確保臨時措置法は、主要食糧農産物の生産、供出その他に關する農業計画の指示を、作付の事前にこれをなし、爾後供出割当数量は増加せら

れないことを規定しているものでありますが、これは國內産食糧の超過供出を農民の自発的意思にのみ期待するものといはしますため、最大限の食糧を集中しようとする面から見ると、経済自主化を急速に促進しなければならぬ現段階におきましては、適當でない点があります。旧聯運合軍最高司令部からも九原則に関する書簡の発表に相次ぎ、主要食糧集荷に関する覚書が発せられ、この点の法律改正が指令されたのであります。従いまして今般の改正は、この覚書に基づき、減収があつた場合は、これの減額補正を実施するとともに、食糧需給の均衡をはかるため、特に必要がある場合は、作況を考慮して、供出数量の変更をなし得るような措置を講じるための法的措置を主たるものとしてゐるのであります。

以下順次内容の重要な点を述べますと、第一に現在地方農業調整委員会を、都道府県知事は地方農業調整委員会の管轄区域については、地方農業調整委員会の議決を経て、その区域の市町村別の農業計画を定めてゐるのでありますが、從來この点については明瞭な法規上の規定を欠いておりましたため、新たにこれを設けたのであります。農業計画に対する異議の申立てに關しても、地方農業調整委員会を關與せしめるものとしたのであります。

第二の点は、現行法によると、農業計画が公表されても、そのまますべての生産者が納得するとは限らないので、生産者が自己の農業計画に対して異議があるときは、農業計画の公表のあつた日から十日以内に、市町村長に対して異議の申立てをすることができ

ることになつてゐるのであります。異議の申立ての期間を公表のあつた日から十日以内とする、各市町村の農業計画の公表が時間的に差異があるため、市町村の農業計画により縣の供出数量に変更を生ずる場合、その事務処理に支障があるのであります。すなわち現行法においては、農業計画の変更は、國全体の食糧事情を考慮して決定しなければならぬ事情にありますが、最後の異議申立てがあるまで、全体が決定し得ないことに相なるのであります。特に現在法規上は知事の承認を要する場合の決定は、異議申立て期間経過後四十日以内となつておりますため、この關係からも實際の決定が著しく困難となるので、農業計画に対する異議の申立ては、都道府県知事が定める期間内にこれを行うことに改めたのであります。

第三の点は、これまで市町村長が生産者に農業計画を指示する場合において、その指示は一定の形式によることを特に定めておりましたので、個人別割当があつたとき不都合があり、特別價格の支拂い等につき不都合があり、たので、個人別割当を常時明確ならしめるためにも、個人に対する割当の指示は、農林大臣が様式を定めた書面によるべきことを明文化したのであります。

第四の点は、今改正法案の主眼点であります。前述の通り政府は、生産者が災害等眞にやむを得ない事由により、当初に定められた供出数量の供出が不可能となつたと認めた場合、及び收量が当初の見込みに比し増加し、生産者に供出の余力があり、かつ國の食糧事情からも食糧需給の均衡の保持上

必要があると認めるときには、中央農業調整審議会及び都道府県知事の意見に基いて、事前に割当てた供出数量の変更をなし得ることとしたのであります。

次に供出数量の削減の場合の手続の点であります。現行法によると、生産者から市町村長に対し減額請求があつた場合に、供出数量の削減を行うことになつてゐるのであります。これによつては農家の現状から見ても、減額請求の手続を逸して補正を受け得ぬ農家が生ずるおそれがあり、補正の完全を期し難い事情があると思はれますので、災害等のあつた場合は、政府の指示するところにより、市町村長がこれを行うことと変更したのであります。

以上の供出数量の増減変更の場合にも、農業計画の事前割当の指示の場合と同様に、生産者の意思を尊重し、供出数量の変更に対する異議の申立てを認め、割当変更の公正を期し、農家の納得の行く供出を行つてもらふとするものであります。

なお供出数量の変更を受けない者につきましては、市町村長がその旨公表し、これに対し異議の申立てをなし得る道を開き、かかる場合の救済措置を講ずる次第であります。ただ供出数量の変更に対する異議の申立てについては、供出期限の關係もあり、生産者別の供出数量を迅速に決定する必要があるため、市町村長は異議申立て期間経過後十日以内に、都道府県知事の承認を要する場合は、異議申立て期間後二十日以内にこれを定めることとし、当初の農業計画に対する異議申立て後の決定の場合に比し、その期間を

短縮したのであります。

改正の第五としては、農業計画の変更の場合の措置につき、これを円滑に運営いたしますため、いわゆる地方補正を明らかに法的制度として認めようとするものであります。すなわち特に必要ある場合には、都道府県知事は都道府県農業調整委員会の議決を経た後、農林大臣の承認を経て、農林大臣が指示した農業計画に変更を來さない場合に限り、事前に割当てた供出数量の変更について農林大臣の指示と異つた指示を市町村長にすることができるとした点であります。これは全体としての食糧確保には支障なく、しかも市町村の實際に即して合理的補正を行うための措置であります。なおこの場合においても、指示を受けた生産者が異議の申立てをなし得ることはもちろんであります。

以上のごとく今般の改正は、内外の要請から災害等の場合の減額措置にあわせて、食糧需給の均衡保持上必要ある場合は、收穫の増加した生産者に対し供出数量の増加を命じ得る道を開いたものであります。もし努力して收穫した数量のすべてに対し追加割当を命ずると、まじめな農民の勤勞意欲を阻害するおそれがあります。政府は追加割当の場合、食糧事情の許す限り、超過供出をする生産者が超過供出の一部を保有することができるよう、増加数量を定めなければならぬこととしたのであります。

最後に改正の第六点について申し述べますと、主要食糧農産物の生産を増進するため、生産障害除去に関する市町村農業調整委員会の指示権の中に、陰木の伐採を加えた点であります。今

日耕地に隣接する林木の陰のため、その耕地の食糧の生産力が著しく低下している事例があります。かくのごとき場合陰木を伐採し得ることとしたのであります。これの運営につきましては、具体的事実を十分に考慮の上、慎重に運用せしめるつもりでありまして、その際の補償の措置についても、受益者は市町村農業調整委員会の指示に従つて、損失を受けた者に補償しなければならぬこととし、陰木伐採に關する指示を円滑になし得るようにしたのであります。

以上が食糧確保措置法改正法案の骨子となる点であります。要旨とするところは、経済九原則の具体化を中心とする日本経済再建に關する近時の動向に即應するため、供出制度の能率的な改善をはからんとするところにあるのであります。何とぞすみやかに御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○小笠原委員長 これにて本案に対する提案理由の説明は終了しました。引續き質疑に入ります。坂本君。

○坂本(實)委員 ただいま食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、農林大臣から詳細なる提案理由の御説明を承つたのであります。もとよりわが國が現在直面をいたしております最大の課題は、経済の自立安定ということであり、かくして民族独立の基礎を確立しなければならぬのであります。経済九原則の実施も、けだしこの線に沿うものであります。私たちがかく信じておるものであります。またそのためには食糧の確保が実にこの自立安定化の根幹をなすものであります。今

また申すまでもないところでありま
す。しかるに敗戦後台湾、朝鮮を失
い、食糧生産基地を失いましたわ
が國は、二五%以上の輸入食糧によ
つて、日本の食糧をまかなつてい
る。食糧にあるのでありまして、こ
う実情にあるのでありまして、こ
の國からいたしまして、われわれが
國內に生産される食糧を、最大限に
活用しなければならぬことはもと
よりのことでございます。もとよりわ
が民主自由におきましては、常にか
うな現実におきまして、最も進歩的
保守主義の立場に立つて、諸般の政
策を行つて來たのであります。われ
れはこの当面しております現実の問
題の中から建設的な政策を取上げ、こ
れを促進いたしまして、祖國再建に貢
献しなければならぬと思つてありま
す。かような意味におきまして、私
たちはあらゆる面におきまして、建
設的な積極的な施策に對しまして、ど
こまでもこれを強力に推進することに
やぶさかなものではないのであります。
今回提出されましたこの供出制度に
關する法案は、いろいろといたしま
す。案理の説明を承つたのであります
が、もとより先ほど申し申すよう
な、日本の今日置かれております実
情からいたしまして、一應やむを得
ないことも考えます。しかしながら今
日のこの供出制度といふものが、い
かに農村にとつて苦しいものであるか
といふことは、これは政府当局もよく
御存じのことだと思つております。す
でに深更に及んでおりますし、この
際一々のこまかな点についての質
疑は、これを次会に譲るといたしまし
ても、私たちがこの改正案によつて受
ける印象は、今までやつて來ました

事前割当といふものが、一体いかな
る意義があるかといふ問題、あるは
たこれによつて、何となく強権発動
がよ／＼強化されるのではないかと
いふような印象を受けること、また
供出を法制化して、むりやりに出さ
せようとするのは、いわゆる農家の
人たちの汗とあぶらの結晶に對しま
して、そのあまりにも考え方が冷酷
ではないかといふたような印象を受け
てあります。これらの問題につきま
しては、特にわれわれ／＼といたしま
して、この法案の提出されることか
んがみまして、慎重に実は研究もし、
考慮もいたしておるのであります。従
いまして先ほど申し申した通り、す
でに夜もふけておりますし、いづれ
次会においてとくとつと質疑を重ね
たいと思つてあります。この際農
林大臣にお伺いいたしたいことは、
今までの法案の審議のように、ただ
形式的なものでなく、あるいは総理
にも御出席を願つて、さうして眞剣
にこの問題を討議いたしたい、か
ように考へております。会期も切迫
いたして、いろいろ御多端なこと
と思ひますが、ひとつとめて政府
委員各位も御出席を願つて、慎重
審議をいたしたいと思つておるの
であります。各項にわたります質
疑は後刻に譲るといたしまして、一
應この法案に對しまして私の考え
方を申し述べまして、さうしてこ
の法案審議に當ります政府の心
構えと申しますか、御決意をひ
とつこの際承つておきたいと思
つております。

○森國務大臣 坂本委員から御理
解のある御意見を付しての御質問
であつたのであります。この法案が
会期末に切迫いたしておる今日に
及んだことは、重要な法案であるに
かかわらず、今日になりましては、
申訳ないと思つております。この
法案に對しまして、あらかじめ農
林委員の御審議が加へられておつ
たことと承知いたしておるのであ
ります。この問題に對しましては、
経済九原則の結論といたしまして、
食糧の集荷を確保しろといふこと
が強く言いつけられてあります。ま
た三月三日の指令書によりまして
も、今日の食糧を確保せなければ
ならぬといふことが、強く指示さ
れておるのであります。今御承知の
通り、日本が二分五厘の輸入食糧
に對して、ようやく配給の程度が
きまつておるのであります。この
アメリカからの食糧輸入がな
いものならば、非常に日本の食糧
事情は不安でありまして、とうて
い今日ではこれを救済し得ないや
うな情勢にあるのであります。す
でにアメリカの國會でも、この七
月からは新しき年度の審議が進
められておまして、どれだけ日本
に食糧を輸入すべきかといふこと
が、今アメリカでも論議されてお
るのであります。このアメリカの
國會におきまして、日本國民がア
メリカから供給してやつておるこ
所の食糧に對して、どういふ考
えを持つておるか、また日本國民
が、少し食糧が安らになつたとい
ふやうな氣持でうかつかりし
てやしないか、この食糧の急迫し
ておることを眞に日本國民が自
覺して、非常な情勢のもとに置
かれておる場合、日本にいたしま
しては、現実において

食糧を輸入してもらわなければい
けなという段階にある以上、日本
のあらゆる力を集めまして、さう
して日本の生産力を増加すると
ともに、生産したところの主要
食糧は、これを政府が確保するとい
ふ処置をとることは、アメリカの
市民諸君に對しても当然なる日
本國民の義務と考へるのであり
ます。われわれ／＼はこの氣持
におきまして、日本の食糧事情を
見ましたときに、一應事前割当
はいたして減収した場合に、こ
れを補正せなければならぬとい
ふことはもちろんであります。事
前割当以上に供出する余裕がある
。あるいはまた農家が節減する
は地方食等によつて、保有した
食糧をさらに供出し得る能力を生
ずるというやうな場合がある。こ
ういふ場合には、それらの事前
割当にいたした以上の食糧を、
政府に供出してもらうという手
段を講じることが、今日の先
ほど申し申した事情から申しま
しても、当然と思つております。
日本の食糧事情を需給推算いた
しまして、これだけのものが大体
とれよう、さうしてそれを事前
割当いたしまして、幸いその事前
割当の數量によつて食糧の需給
推算がうまく立つといふことに
行きますならば、あえてこれを
補正することの必要を感じない
のであります。何分年々歳々天
候等の關係によりまして、災害
もありまして、一部においては
事前割当が減る。一部においては
また相當の作柄を示すといふ
やうに、日本の地勢上から申し
まして、作柄といふものは一定
に行かないのであります。さう
いふことをさらに調節する必要
が、おのずから需給關係から
生じて來ると思つてあります。

○石井委員 食糧の基本的數量
が維持されるということは、民族
の獨立するための根幹である
と思ひます。食糧の基本數量とい
ふものが維持されなくては、そ
れを海外から仰いでおるとい
ふ状態では、その民族はなん
といふ状態でも、その獨立を
維持できないといふことは明
らかであります。現在の二合七
勺の食糧、この程度のものが日
本の國內において自給できる
といふ體系が打立てられ、な
おあるいはその上に一勾なり
二勾なり、増配になること
は、日本國民にとつて、その
獨立を維持するための根本
的な線ではなからうかと考
へるのであります。さういふ
こと、日本の大事業を打立
てるといふことは、日本農
民の絶大な協力と、さう
して政府のまたたけま
さるところの努力があつて、
初めて實現できること
であらうと考へるのであ
ります。外交におきま
して國民外交がある。い
ろ／＼と政黨がかわる、
内閣がかわるときに
は、若干の外交のテク
ニクには違ひがあつ
ても、國民の行くべき
道を示す

ところの根本的國民外交がある國が栄えるがごとく、農政におきましては、日本の農民に、日本の國民に一貫せるところの大きな農民政策というものが打立てられなくては、ほんとうに日本の國民生活が安泰し得ないであろうと考えるのであります。今回ここに提出されたところの食糧確保臨時措置法、これは民自党がこの前の選挙において公約したとか、あるいは社会党がどうしたとか、共産党がどうしたとかいうような問題でなく、日本に國民農政を確立するところのこの大きな問題と取組んで行く、こういう意味におけるところの大きな法案審議であらうと思うのであります。またこういう氣持で終戦後三箇年、四箇年たちまする今日におきまして、われわれはこれらの問題と取組んで行かなければならぬ、こういうふうな考へるのであります。本委員会におきましては、かような立場から、政党政派を超越して、そうして日本の國民のために根本的な食糧政策を解決し、あるいは食糧政策を打立てる、こういうふうな氣持で努力をいたして、そうして國民の要望にこたえ、そうしてまた農民の期待に沿わなければなりません。かように思うのであります。かような見地からいろいろと細部にわたつてまた質問する点も多いのでありますが、ただいま坂本委員も申された通り、時間も遅いこととありますから、細部にわたつてはあつて明日にこれを譲りまして、中心として、大体日本においてアメリカの恩恵によるとか、アメリカがいろいろ援助してくれておるのであるから、われわれは食糧の供出に努力しなければならぬ、生産に努力しなければならぬ、こういうふうな氣持で

ればなるまい。こういうふうな氣持でなく、ほんとうに日本の民族の独立のためいかなる場合があつても、八千万民族の最低限度の食糧の確保をしなければならぬ、かような農業政策を打立てて行くことが政府の責任であり、また本農林委員会の責任であらうと思うのであります。これにつきまして農林大臣におかれましては、今までいろいろの立場におきまして、アメリカの援助にこたうために、國民は努力しなければならぬといふことを申されておるのであります。しかしながら、日本の食糧問題をある限度におきましては自給自足をせなければならぬ、こういう見地に立ちまして、いかなる御決心と御覚悟があるか、その点につきまして御答弁をお願いいたしまして、そうして私の今日における質問の要点を盡したいと思つ次第であります。

○森國務大臣 まことに適切な御意見を承つたのであります。現段階におきましては、先ほど申しました通り、アメリカからの食糧を輸入してもらつて、ようやく二合七勺の配給ができておるやうなわけでありまして、お話の通り、われわれ民族の独立の上から申しまして、当然この食糧だけでも一日も早く自給自足の道を立てたいと、かように考へるのであります。それにつきまして、ひとり先ほどお述べになりました通り、アメリカからの援助を断るといふことのみならず、わが民族の独立という立場から申し申しても、食糧の自給自足を考へて行かなければならぬ、かように私は考へております。つきましては、この食糧増産にあらゆる手段を講じまして、そうして

て日本の食糧が充実にできるように考へるとともに、一面人口問題等のことも考慮しなければならぬ重大な問題であるとして、その人口問題と食糧という問題は、いつかもちろで申しました通り、いろいろの解決手段がありましようが、とりあえずわれわれは、この食糧において自給自足をするという氣持によりまして、増産に努力し、そうして食糧問題をわれわれの手によつて解決したい。こういう氣持を今日の日本として考へて行かなければならぬことと思つております。つきましては、いろいろの事情上十分なる農業政策も、現政府としては意のごとくなつておりませんけれども、さらに皆様の御協力を得まして食糧増産に一意努力を続けたいと、かように考へておるわけでありまして。

○竹村委員 日本民族の独立と発展の基礎をなすものは、日本の食糧の自給体制の確立であることは、先ほど同僚議員からもお話があつたこととありまして、その点には触れたいのであります。しかしながらそれといたしまして、現在問題になつておりますところの、経済九原則の完全なる実行をいたす場合におきましても、またこの食糧の自給体制が確立されなければ、この経済九原則の実行というものとは不可能であると私は考へるのであります。しかしその食糧の自給体制を確立するためには、單に法案によつて、農民の納得しない形においていかに強権をもつていたしても、それは不可能でありまして、少くともこの食糧の自給体制を確立するという根本原則というものは、やはり農民の納得の行く、しかも農民自身がこぞつて協力する態勢を確立して、初めて食糧の自給体制が確立されると思つております。本法案の提案理由の説明を聞きいたしましたけれども、どうもこれは、事前割当において、農民の生産意欲を増大させるという面がいささか欠けておるのではないかと考へるもので、この点に対して農林大臣の御所見をお伺いしたいと思つております。なお先ほどから言われておりますように、最も重大な、日本民族の生死にかかわるところの問題でございます。関係上、これはいろいろの方面に關係すると思つております。たとえばこれを實施いたします場合は、その裏づけをなすところの物資の配給計画等々から考へまして、坂本委員も言われましたごとく、本案審議に當つては、お忙しい中であらうと思つております。商工大臣にもお聞きしなければならぬことがあつたと思つております。いわゆる農村課税の問題につきましては大蔵大臣に、あるいは米價問題につきましては、やはりこれは安本長官の御出席を願つて、そうしていろいろお聞かせ願ふなければならぬ問題があると思つております。この意味におきまして、先ほど農林大臣にお願いいたしましたことは本日お聞かせ願つて、あとは今申しました各大臣の御出席をまつて、その所管の事項につきまして、またあらためて御質問いたしたいと思つております。委員長よりよろしくおとりはからいあらんことをお願いする次第であります。

○森國務大臣 竹村君からの御質問、まことにごもつともであります。経済九原則は、輸出というのを第一義として考へて行かなければならぬことを示されたのであります。輸出を第一義といたしますれば、この輸出の力を與すに於いて、まず考へなければならぬことは食糧であります。食糧の充実にくして輸出を増加することはとうていでき得ないのであります。結論から申しますれば、何を考へても食糧の増産ということが第一に考へられるのであります。御説の通り、ただ一片の法律を強化して、これによつてのみ食糧が増産され、あるいは確保せられるものではないと思つております。今後において、いろいろ御質疑等もあらうかと存じますが、この法案の制定は、とにかくにも日本の必要量を確保するためのものではなければいけない、これはと相あわせまして、農民が納得の上で供出をし、そして喜んで増産に励むというふうな施策が必要でありまして、それにはお話のやうな、いろいろ再生産に対する資材等、農村に報ゆる面に向つても、大いに考慮を拂わなければならぬと思つております。これらのことにつきましても、政府はできるだけ農民に報ゆる氣持で、生産物の價格の上、あるいは資材の配給の上、あるいは見返り物資の配給の上等に十分なる考慮を拂つて、できるだけこのことをいたして行きたい、かように考へておるわけでありまして。

○小笠原委員長 本案は現在參議院の方で審査中でありまして、その審査の状況を見まして本委員会も審査をいたしたいと思つておりますので、以後の質疑は次会にいたすことにいたしました。本日はこの程度にとどめます。

次会は明二十一日午前十時より開会することにしまして、本日はこれにて散会

いたします。

午後九時五分散会

〔参 照〕

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求めるの件(内閣提出)に關する報告書

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出)に關する報告書

農業資産相続特例法案(内閣提出)に關する報告書

農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律案(参議院提出)に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年七月十八日印刷

昭和二十四年七月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局